

議 事 日 程 （第 1 号）

平成 31 年 3 月 1 日（金曜日）午前 9 時 30 分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 例月出納検査結果報告
- 日程第 4 議員派遣の件
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 議案第 1 号 東白川村課設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 2 号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 3 号 東白川村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 4 号 平成 30 年度東白川村一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 10 議案第 5 号 平成 30 年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 11 議案第 6 号 平成 30 年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 12 議案第 7 号 平成 30 年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 13 議案第 8 号 平成 30 年度東白川村下水道特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 14 議案第 9 号 平成 30 年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 15 議案第 10 号 平成 30 年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 16 議案第 11 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 17 同意第 1 号 東白川村教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 18 同意第 2 号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 19 議案第 12 号 東白川村臨時職員等の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 20 議案第 13 号 東白川村常勤の特別職職員の平成 31 年度における期末手当の割合の特例に関する条例について
- 日程第 21 議案第 14 号 東白川村簡易水道給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第 22 議案第 15 号 東白川村森林環境譲与税基金条例について
- 日程第 23 議案第 16 号 平成 31 年度東白川村一般会計予算
- 日程第 24 議案第 17 号 平成 31 年度東白川村国民健康保険特別会計予算
- 日程第 25 議案第 18 号 平成 31 年度東白川村介護保険特別会計予算
- 日程第 26 議案第 19 号 平成 31 年度東白川村簡易水道特別会計予算
- 日程第 27 議案第 20 号 平成 31 年度東白川村下水道特別会計予算
- 日程第 28 議案第 21 号 平成 31 年度東白川村国保診療所特別会計予算
- 日程第 29 議案第 22 号 平成 31 年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算

出席議員（7名）

1番 安江真治
3番 安江健二
5番 今井美道
7番 樋口春市

2番 安保泰男
4番 今井美和
6番 桂川一喜

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村長	今井俊郎	教育長	安江雅信
参事	安江良浩	総務課長	安江誠
村民課長	今井明德	産業振興課長	今井稔
地域振興課長	桂川憲生	建設環境課長	有田尚樹
教育課長	安江任弘	保健福祉課長	伊藤保夫
国保診療所 事務局長	河田孝	会計管理者	今井英樹
監査委員	安江弘企		

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 安江由次

◎開会及び開議の宣告

○議長（樋口春市君）

ただいまから平成31年第1回東白川村議会定例会を開会します。

本日の出席議員は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりです。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（樋口春市君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、3番 安江健二君、4番 今井美和君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（樋口春市君）

日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月12日までの12日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月12日までの12日間に決定しました。

◎例月出納検査結果報告

○議長（樋口春市君）

日程第3、例月出納検査結果報告を議題とします。

監査委員の報告を求めます。

監査委員 安江弘企君。

○監査委員（安江弘企君）

平成31年3月1日、東白川村議会議長 樋口春市様。東白川村監査委員 安江弘企、同じく今井美道。

例月出納検査結果報告。

平成30年11月分、12月分及び平成31年1月分の出納検査を実施したので、その結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告する。

記1. 検査の対象 平成30年11月分、12月分及び平成31年1月分の東白川村一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、簡易水道特別会計、下水道特別会計、国保診療所特別会計、後期高齢者医療特別会計、歳入歳出外会計及び基金に係る現金、預金等の保管状況。

2. 検査の時期 平成30年12月26日、平成31年1月30日及び2月25日。

3. 検査の結果 平成30年11月末日、12月末日及び平成31年1月末日における上記会計の予算執行状況、現金及び預金の現在高並びにその保管状況は別紙のとおりであり、諸帳簿の計数は全て関係書類に合致し正確であった。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

監査委員の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、例月出納検査結果報告を終わります。

◎議員派遣の件

○議長（樋口春市君）

日程第4、議員派遣の件を議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 今井美道君。

○議会運営委員長（今井美道君）

議員派遣の件について御説明をいたします。

平成31年3月1日、次のとおり、議員を派遣いたします。

派遣名、目的、派遣場所、期間、派遣議員の順で読み上げをいたします。

1. 中学校卒業証書授与式、青少年の健全育成に資する。東白川中学校、平成31年3月5日、議員全員。

2. 東白川村保健・医療・福祉3施設合同研究会、保健・医療・福祉に資する。保健福祉センター、平成31年3月8日、議員全員。

3. 消防団入退団式、消防団活動の活性化と防火防災に資する。はなのき会館、平成31年3月10日、安江真治議員、安保泰男議員、安江健二議員、今井美道、桂川一喜議員。

4. 岐阜県自衛隊入隊・入校予定者激励会、自衛隊活動に対し理解を深める。岐阜市、平成31年3月10日、今井美和議員。

5. 小学校卒業証書授与式、児童の健全育成に資する。東白川小学校、平成31年3月25日、議員全員。

6. みつば保育園卒園式、園児の健全育成に資する。みつば保育園、平成31年3月29日、桂川一喜議員。

以下は既に議長決裁で議員派遣が行われていますので、読み上げはいたしません。書面の確認をいただきたいと思っております。

以上で議員派遣の件の報告を終わります。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を省略し、議員派遣の件を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに、また議長決定分について承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は原案のとおり可決、承認されました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣の内容について、変更の必要が生じた場合は変更事項について議長一任をお願いできませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について、変更の必要が生じた場合は、議長一任で変更できることに決定しました。

これで議員派遣の件を終わります。

◎一般質問

○議長（樋口春市君）

日程第5、一般質問を行います。

通告者は4名です。

通告順に質問を許可します。

6番 桂川一喜君。

〔6番 桂川一喜君 一般質問〕

○6番（桂川一喜君）

村の医療の今後50年について、来年度完成予定の診療所についてです。

栗本学園から名古屋商科大学セミナーハウス跡地を譲り受け、現在、診療所移転建設計画が進んでいます。しかし、この跡地は単に譲り受けたというのではなく、譲り受けには条件がつけられています。村は、この先50年の間、医療・福祉に関すること以外にこの跡地を使用することはできず、仮に医療・福祉以外に跡地を使用した場合には、栗本学園に更地にして土地を返すか、土地の価格相当の金額を支払わなければなりません。このような寄附を負担つき寄附といいます。

村は今後高齢化が進み、人口も減っていくと予想されています。このように予測される中で、村は50年という長い間、診療所を所有し運営するという決断をしたわけです。

そこで、まず1つ目の質問です。

近隣の市町村の医療施設のほとんどは公営ではなく民営ですが、今後も東白川村が診療所を所有し続ける必要性について伺います。

次に、2つ目の質問です。

住民が診療所を望んでいるとしても、行政予算には限界があり、採算度外視というわけにはいきません。

そこで、診療所が今後50年間経営破綻しないという展望をお聞かせください。

そして、最後の質問です。組織の運営には、人、物、金が不可欠です。そこで、このうち人について伺います。

人口減少と労働力不足が問題となっている過疎地において、医療福祉スタッフの確保は非常に難しいものとなっています。今後50年間、診療所はどのように医療福祉スタッフを確保し続けるのでしょうか。また、その見込みはあるのでしょうか。医療福祉スタッフを長期間確保できるという見込みについて、お聞かせください。

以上、3点について御質問いたします。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

桂川一喜議員の御質問にお答えをします。

まず最初の御質問ですが、近隣の市町村の医療施設がほとんど公営でなく民営であるとの御指摘でございます。そして、このことについては県内を考えますと、いわゆる県立病院、市民病院等は全て公営であり、また村の診療所と同様に自治医科大学卒業生を受け入れている市町村の医療機関は、全て公営の医療機関でございます。

ここで御指摘の問題ですが、本村のような過疎地域では採算がとれないため、民間の医療機関の進出が極めて難しいということです。医療機関でなければ無医村となり、過疎化に大きく拍車をかけてしまいます。

かつて、人生の最大の幸福は健康にあるという信念のもと、故河田勘市村長が「健康な村」を宣言されたのが昭和26年、診療所も同時期にスタートし、歴代村長もその意思を受け継いで厳しい中を医師確保に奔走してまいりました。それは10年先でも、30年先でも、御指摘の50年先でも同じであると考えます。村が診療所を所有し続けるのは村民のためであり、村民が安心して暮らすための大切な行政サービスの一つであると捉えているからであり、今後も継続して運営をしていく覚悟であります。

議員が冒頭、質問の中で示されたように、村民の皆様の要望と議会でも御承認をいただいて診療所と老人施設を建設中であります。このことが何よりもこの村の方向性を示すものであると思います。

もちろん50年先のことは私も、多分ですが存在しないと思います。その意味での責任はとれま

せんが、村長や議会はその任期、その時々課題に対して対応すべき責任を持たなければなりません。将来について、時の行政の責任者が、例えば民間の法人に管理委託する方法とか独立した行政法人化をするなど、その時々時代に合った管理運営方式を選択することまでは否定するものではないと思いますが、引き続きしっかりと運営をしていきたいと考えておるところでございます。

次に、2つ目の御質問は、50年間経営が破綻しないという展望についてのお尋ねでございました。

まず名商大との約束の50年間、診療所が経営破綻しないという展望についてでございますが、確かに議員がおっしゃるような行政予算には限界があり、採算度外視というわけにはまいりませんが、私たちの務めは村民の生命・財産を守ることであり、この中でも生命を守ることが診療所の役目であり、展望ではなく希望的な話になるかもしれませんが、少なくとも村が破綻しない限り診療所は続けていきたいと考えております。

人口が徐々に減っていくということは、患者数も減っていくということでございます。そうした中、切り詰めるところは切り詰めながら、また現在建設中の診療所が気軽に何度でもお越しいただけるような、また行きたいと思っただけのような場所となり、医療を提供するだけでなく村民の皆さんが集えるような温かい雰囲気を持つ診療所になっていけば、おのずから診療所を続けていくことができるというふうにも考えているところでございます。

医療・介護スタッフの確保についての御質問がございました。

議員がおっしゃるような、現在、看護師が正規職員で8人、非正規職員が4人、介護職員が非正規職員9人在籍しておりますが、介護職員の平均年齢が53歳、看護師に至っては54歳となっております。また、今後10年間に退職を迎える正規の看護職員は8人中7人であり、全体から見ても、大半が今後10年間に退職を迎えます。診療所では、再任用制度を活用しながら、定年を迎えた正規職員には引き続き再任用をしていただき働いていただくことも必要に応じてやっていきたいと考えております。また、看護師、介護職員の採用についても、計画的に考えてございます。

また、これまでなかった介護職員の正規雇用についても現在検討中であり、今後は男性の職員もつくっていききたいとも考えております。看護職員の正職員の退職にあわせて、順次、正規職員もふやしていきたいと、このように考えております。

また、奨学金を借りて大学や短大で資格を取得された場合、現在、教育委員会が実施をしております奨学金等返済支援補助金を活用していただければ、奨学金返済の支援を10年間にわたり行いますし、この補助金は村に住んでいただくことが条件ともなりますので、ぜひとも新しい診療所に職場を求めていただきたいと考えてもおります。

また、現在検討中ですが、人材育成と子育て支援の観点から、教育委員会で医療・福祉・保健・教育などの専門家を養成する教育系大学や専修学校等々の進学者の支援を図る奨学金制度の検討も継続して行っております。なるべく早くこの制度を実現し、将来の人材確保にもつなげていきたいと考えております。以上で答弁いたします。

〔6番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

今回の質問の趣旨ですけれども、先ほど村長が何度もおっしゃられた議会としての意思でありますとか覚悟、希望、これはこの負担つき寄附行為を受けながら診療所を建設するという決定をした議員、それから執行部の方々、それから村民の多くの方、当然同じことを考えていまして、これがわからないからこの質問したわけじゃないです。

当然、覚悟もあり希望もあり、必要だからやる。これのためにここまでやってきました。ただ、きれいごとだけで50年間、本当に約束が守れるのか。それと、負担つき寄附行為の怖さにつきましては、前回、この寄附行為を受けるときの議決をするときに皆さんにも言ったわけですけれども、僕たちが努力したから、頑張ったから、だけどこここまででしたということで、じゃあ許してあげよう、そういう文言の契約ではありません。50年間必ず守ることということで、それにつきまして、先ほど村長は、私たちが任期の間全うしてしっかり責任を果たして、だけどその後のことまではとおっしゃいましたけれども、いろんな議決の中で、例えば後任の方が、やっぱり都合が悪くなったからといって変更のできるものを決めていくことというのは非常に多いです。

この10年間、私が議員になって9年間の間にも決定したことが数年後には、やはりということでひっくり返してやっぱり考え直してということは何度もありましたが、実は今回の話で一番怖いのは、私たち、それから後任の人が修正をしようと思ったときに、この負担つき寄附行為というものがそれを許さない。だからこそ慎重にこの負担つき寄附を受けるのを前回、議決をするときにみんなにお伝えして、その上で議決したわけで、任期の間だけ責任を持つんだというのでは弱い決議をしたということをもう一回ちょっと再確認しておきたいので、次の回答の中にその件について、ちょっと村長にも触れてほしいと思います。

そこで、そのこととは別に、先ほど無医村になっていくという話をされましたが、確かに診療所ができた当初は交通の便も悪く、村の中における医療が必要な人を受け皿として必要だった診療所であり病院であります。

ただし、最近におきまして、全ての住民が全員診療所にかかっていたら経営的にもこんなに一般財源からの繰り入れをやらなくても成り立っているはずのところ、なぜそうならないかということのを逆に考えましたら、実は近隣に医療施設があるからなんです。なければもっと経営はしっかり診療所が成り立っています。

ということで、なぜ何年かの間にそうになっていったかということ、やっぱり交通の便がよくなっていく。それから医療の技術も上がっていく。そのことによって、村に対しての医療機関がどんどん村に対して近寄ってきているんですね。近隣の医療機関が、遠くにあったものが事実上近くに近づいてくる。これが50年後、もっと近づいてこないという、私にとってみれば保証はない。だから、これも、たればの話ですから、僕としての予想としては、もっと近づいてくるだろう。そのときに、一つは経営的な問題です。近づいてきちゃう。ライバルがどんどん、よその大きな医療機

関が経営的にはライバルになってしまう。

それとはもっと別に、今度は村民のとしての診療所の必要性が、さて今と同じだけの必要性が50年後も担保できているかというところがちょっと疑問になっているので、ここについては決して責任を村長に押しつけるための質問じゃありません。みんなとともに考えていくための問題提起をしたくてこの質問しましたので、一方的に村長だけにこうしろ、ああしろ、こうすべきだということ提案しているんじゃないで、これから考えていく上に一旦きれいごとを取っ払って現実問題と向き合っていないと、50年という長い間の計画というのはうまくいかないだろうということ質問をしているわけなので、もう一度、この観点において現実はどうなのかということをもう一度考えた上での回答をお願いします。

それと最後の質問の人についてなんですが、実はここ、先ほど村長は、今考えている最中だ、検討中だ、これからこうなるであろうというのがまず1点、気になる点。

それから、もう一点気になる点は、定年は迎えるんだけど定年延長みたいな操作で、まだもう少し先に延ばせるだろうという話がありました。でも、ここで延ばせるのは、無理に延ばしても10年ぐらい。でも50年というスパンに比べたら全然短過ぎます。

そこで、何でそこを今突っ込むかといいますと、例えば、先ほどは患者が来る来ないという点で一応再質問のスタートを切りましたが、患者をキープすること、これは実は村がどんな努力しても患者側の選択なので、コントロール100%できません。でも、スタッフをキープするということはあくまでも経営者側の努力で、まだ積極的にできる。それが今の時点で村長の考えの中に、もっと積極的な、こうすれば来年は何人なんだ、それから5年後は何人なんだという絵が描けていないときに、スタッフですらそんな状態なのに、患者を今後50年間キープするというのはもっとほど遠いんじゃないかという点も含めまして、まずは近々の問題であるスタッフ確保ということをもっときちんとした計画を練っていただく上でも、もう一度、この場の返答でも結構ですので、検討中ですから一歩進んで、こうすればこうなるであろうという展望をぜひお聞かせ願いたいと思います。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

質問にお答えする前に、一問一答方式でこの質疑が始まっていますが、一遍に3つずつお答えしていくのが上手に答えできるかどうかちょっと、これは反対尋問ではございませんけど、もう少し工夫をしていただけると、一つずつ結論を出していけるんじゃないかなというふうに思いますので、ちょっと御意見としてお聞きを願いたいかなと思います。頭が余りよくありませんので、最初の質問を忘れてしまうというようなことはあってはいけないということで、ちょっと申し上げました。

まずこの最初の議論は、50年先まで責任持たないよという意味で言ったわけではなくて、皆さんと一緒に村民の要望で老人保健施設をつくりたい、つくってほしいという要望がもとで始まりまして、用地の確保等々で議論をしてきて、老健という選択をしたときに診療所も一緒に移転したほうが効率的であろうという判断もあって、確かに建物は30年、50年立つ建物をつくっていきます

ので、この時点で十分責任も感じながら将来に向けての決意をして皆さんに提案申し上げて、御承認をいただいたということですので、確かに土地を寄附いただくことについては、ここに覚書がございますけれども、目的、本来の利用目的以外に土地を使用されたなど不測の事態になったときは両方協議をするという、双方合意の上でという条件がついておる。これは覚書の段階の話なんですけど、そこで条件つき指定寄附という形で議決をいただいたということがございます。

この名商大との交渉を、直接、私もしてございますので、保健・医療・福祉の整備ゾーンとしてございますので、工場をつくるとか体育館をつくるとか、そういったことには使ってはいけないよということでもございました。したがって、私どもの目指していく第1次の診療所と老健施設の整備、この後、計画のときにお示しをしました社会福祉協議会のデイサービスセンターの移転、あるいは保健センターそのものの移転等々が今後、財政と相談しながら計画をされていく予定でございます。

また、地域のニーズが介護あるいはひとり暮らしのお年寄りが多くなってきているというところを見ますと、サービスつき高齢者住宅等々の介護施設とか福祉施設、こういったものも建てていくスペースを持っての話でもございまして、そういう決意で今やっておるということはお互いに御理解をいただいているところだと思っております。

桂川議員ともしっかりと議論をさせていただいた話ですし、議員の質問の趣旨が先ほど御指摘があったような趣旨でないことはよく理解をして御答弁させていただいた思いでございます。50年先のことについてという言葉にちょっとひっかかったもんですから、そこを生きておらんという話をしたわけなんですけど、これは先ほどちょっと答弁させていただいたように村としての姿勢をしっかり持っているということで御理解いただきたいと思っておりますし、2つ目のところで、将来、患者さん側の状況が変わってくる。近くに医療機関が例えばできている、交通の便がよくなる、そういったときの存在価値はどうなんだという御指摘だというふうに理解をしました。

国保診療所は地域包括ケアを目指して、単なる疾病の治療だけでなく地域の健康増進と、そして安心できる生活をするために近くにかかりつけ医を置くというのが目的でありまして、それぞれ医療機関は専門家を標榜したり、あるいは大きな施設を持った病院等とはやっぱりすみ分けでございますので、今も、現実もそうなんですけど、診療所にかかっていたら検査が必要、入院が必要といったときは近隣の大きな病院へ御紹介を申し上げて、そこで治療を受けていただくと、そういう形でいわば地域の中で医療圏を構成して大きな地域で医療を、あるいは福祉を完結する、そういう時代でございますので、それに合った施設にしていくつもりで設計もいたしましたし、医療スタッフの考えもその方向で行っておりますので、このことについては50年にこだわるわけではないんですけれども、将来にわたって絶対村が生き残っていく以上は必要な施設という強い信念で運営もしてまいります。

それから3番目、人の確保についてももう少し具体的なという御質問だったわけですが、最初の答弁では少し言葉が足りなかったかもしれませんが、既に人事制度改革ですとか年次ごとの退職者の人数、あるいは本人の意思確認等々具体的な計画を立てるように、開業までにそのことを固めて、しかし毎年毎年の一般会計からの持ち出しというこの問題もございまして、それともバランスも

とりながら、若い人がいないからたくさん看護師を入れればよいということでもないかと思えますので、年次計画が必要ということで指示を出しているところではあります。何年に何人採るということはまだ決まっていますのでお答えはできませんけど、そういう計画を持ってやっていきます。

それから、御理解をいただきたいのは、まだまだ病院であった時代のスタッフを抱えながら緩やかなソフトランディングで診療所に移行したというところのまだまだ全部が完結していない年度でございますので、先ほど説明したような人数がまだスタッフとしておるわけですが、今後は先ほど議員御指摘のように患者数の減少とか、先ほど私が申し上げました医療の役割分担の中で適切なスタッフを確保していく、こういう計画を立てていきたいと思えます。

現在のところ医師2名でございますが、そういったところで県の自治医科大学派遣医師のいわゆる派遣先として何とか来年度もこれは内示をいただいているところですが、この状況も将来は大きくかわってくるということも情報としては入っておりますので、そういったことも含めながら医療サービスを計画していくということでございますので、よろしくお願いをしたいと思えます。以上で答弁とします。

〔6番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

確かに、済みません。質問の方式をせっかく一問一答方式にしたときに、前のように全ての回答についつい質問を返してしまいまして、わかりにくくて済みませんでした。

そうしますと、村長の答弁の中で、病院の破綻はすなわち村の破綻であると。それぐらいの覚悟でやりましょうと。これを特に今回一般質問ですので、村民の方も広くその言葉を聞くことになると思えますので、確かに同じ決議をした議員の立場でも、病院を存続させるということは村を存続させることだということを執行部側、それから議会側だけではなく、一般の村民の方もそれを意識して、どうやったら病院が破綻しないように地元にある大事な医療機関を守っていくかということも村民一丸となってやっていくということが前提になっていけば、50年先がどうなろうが、病院がだめになった時点で村もだめになっているんだったら何の問題もないわけで、確かに村長のおっしゃる言い方が力強いお言葉だということで、これにつきましてはそのような思いにこれからも一緒に議会のほう、議員としても協力していければいいかなという気持ちになりました。

先ほどのスタッフのところのほう、ちょっと質問したいんですけど、残念ながら今医療スタッフというの、院長以下の従事されるスタッフのことが中心になっていきましたが、実はこの東白川病院というのはこの規模でありながらも全国に発表で評価されたり、それから学会等で注目を浴びている最大の理由の中に、今、北川所長さんがとにかくアカデミックな立場を、こんな田舎の病院であってもアカデミックさを失わないということで医師の求心力というか、近隣の若い医師が北川先生のもとで働きたい、学びたいという方がいるおかげで医師というものが常に離れない病院であるということも伺っていますが、その辺の所長レベルの医師の確保、50年間、それから現在の所長で

ありますとか、それから所長のやってみえますこんな田舎であってもアカデミックさを失わない学
ぶ場としての医療というのも、もしかしたら今後 50 年考えていく上で重要なポイントかもしれま
せんので、ちょっとその点をお答えいただきたいと思います。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

北川所長は、定年が 65 です。今、59 歳だと思います。まだ数年任期の途中で、先ほども言いま
したように、その後も、これは本人が決められることかもしれませんが、僻地医療や今の地域医
療に非常に今情熱を持って取り組んでおっていただく先生でありますので、各務原市から通って
みえるんで大丈夫かといっていつも私は言うんですが、今、毎朝通って医療に穴を開けないという状況
で頑張っておってくれますので、先生の確保については議員おっしゃったように、自治医科大学の
若い先生が東白川の国保診療所へ配分される一つの理由に、ちゃんとしたというのは変な言い方
ですが、アカデミックという表現をされましたけど、医師としても非常に見識の高い、技術も高い所
長がおるから安心して医師免許を取って 3 年ぐらいの若い先生を配属して、県のほうもいただける。
こういうこともあって、こここのところずっと 2 人ずつ確保しております。

先ほども言いましたように、自治医科大学の派遣医師の関係は、今、県も一生懸命努力もしてい
ただいておりますし、岐阜大学も地域枠というのを確保しておっていただきますが、現在、なか
なかそういうところが足りないというようなことも聞いておりますので、来年は何とか配分いただ
いたんですけど、その先のことはまだ保証がないわけですけど、先ほど言われましたように、受け入
れ体制としてもしっかり、あるいは研修の機能も持った国保診療所という評価もいただいていると
ころは大いに宣伝をしていきたいなあというふうには思っております。

医師確保については、先ほど最初の答弁で申し上げましたように、本当に歴代の村長が岐阜大学
のいわゆる医局へ何回も何回も足を運んで、そして歴代の院長、所長を確保してきたところで、こ
この 20 年間ほどは北川所長がおっていただけることによって安定した状況であります。しかし、
先ほど言いました年数でそういった過渡期が来ますので、ここは今論じるころではありませんが、
年度的にはその年度でしっかりと結論を出していくことになるということでございます。そのとき
の村長、議会がしっかりとやるということになるろうかと思えます。

任期は私はあと 3 年でございますので、任期外のことでございますので、そこまで責任持った答弁はでき
ないということで御了承いただきたいと思えます。

〔6 番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

6 番 桂川一喜君。

○6 番（桂川一喜君）

今の、本当に村長も現状の東白川村の医療がある程度、仕組みとして割と県でありますとか国の
見本になっている部分というのは御存じだと。

先ほどちょっと村長が言われた、もっと広報しなきゃいけないんだということが、もっともだと思います。例えば、任期3年だからできないようなことをおっしゃられましたけど、確かに所長の交代時期が来るのはもっと先です。でも、交代時期になって騒いだんでは遅いんで、実は今の時点で東白川というのは医療・福祉を学ぶ研修の場としては、実は全国でも最も最高の場所にあるんだということを、ちょっと大げさかもしれませんが、本当に最近、視察等も結構受け入れ先として東白川を選ばれていますし、それから今月の8日ですかね。3施設の発表会があるわけですけど、実はこの2,300人の村で3施設が学会形式で、それもそれぞれのスタッフが学会の発表員として交代交代で、もう10年以上それができている。またアカデミックという言葉を使いますが、こんなすばらしいアカデミックな最先端の維持できている医療、福祉の現場はほかにはないといっても過言じゃないと思います。

ぜひ村長にはそのことを大々的に、村内に向けてのアピールは村民の安心感につながると思います。それから、村外に向けてアピールすれば、実はトップである所長レベルのスタッフ以外の医療スタッフ、それから今国中で言われている福祉の現場としても、ここは学ぶ場として最高なんだと、こんな形でぜひスタッフを集めていただければ、介護の世界で言われています。スタッフさえいれば利用者は来る。当然、医療も同じことが言えると思います。とにかくいいスタッフをきちんと維持さえしていただければ、あとは患者はついてくるであろうという希望と、それからこれにつきまして再度村長の意思を確認しまして、質問を終えたいと思います。お願いします。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

趣旨はよくわかりましたし、思いは同じということで御答弁を申し上げますが、もっと宣伝をしろということでございます。

国保連合会といいますか連合会があります。それから国保の診療所の開設者協議会というのがございます。これは首長がメンバーということでございますが、先般、中津川市の坂下の今名誉院長ですか、高山先生、これも実はアカデミックなその学会の3施設のときに講演をいただいて、皆さんお会いになっていると思いますが、この先生から推薦を受けまして全国の開設者協議会の理事をやれと言われて、長崎県の先生から電話がかかってきましたんで二つ返事で受けておきました。ただ、日程がまだ決まなくて会議にはまだ1回も言っていませんが、そういった全国的な場所へも出させていただけるようなこともこれからやっていけるかなと思っていますし、県との協力も大事ですので、下呂温泉病院の山森先生等々の懇談会は毎年定期的にやっております、院長、副院長、あるいは看護師長等々の懇談会もしっかりとやって、人材の確保ですとか、そういったことについても御協力をいただいております。

これはまだ話を始めたばかりでございますが、恵那市民病院がでございます。ここは自治医科大学の卒業医師の先生方が運営をしてみえる、恵那市から委託を受けている病院でございます。院長は東白川で院長を務めてこられた浅野先生、その他東白川で研修といいますか勤めていただいた先生

方も何人も見える。こういった関係ですので、道路関係の話をさっきされましたんですけど、白川町を経て恵那市というのは意外と近いということもあって、これから道路環境もよくなってくるし、移転先が五加でございます、東白川の診療所は。非常に近くなってくるということもあって、将来的な医師確保についての一つの布石にならないかということで、恵那市民病院さんとの交流と申しますか、患者さんを紹介したり、あるいは医師同士の交流をやっていただくというようなことを模索していくことをまず私どもで考えておまして、まず向こうの恵那市の、ちょっと市長にはまだ直接お話しはしてないんですけど、副市長にそういった話を申し上げて、いいですよというお話をいただいていますので、31年度になったら具体的に、例えば浅野先生以下向こうの院長先生以下とこちらのスタッフが1回話し合いをするような、患者さんの紹介という医療的な観点ですが、ことも関係として続けていけたらいいのかなど。それが議員が御意見として出されたようなことにもつながっていくのではないかとこのように思っております。

いずれにしても、医師確保は、私の任期はということをやっただけで、今からでもそういったことに考えを及ぼしながら努力していく必要はあると思います。もう一度申し上げますけど、今回、移転をして新しいところで仕事を始めるということが一つのチャンスでございますので、このときに医療スタッフも張り切っておりますし、先ほど最初の答弁で申し上げましたように、いわゆる村民の皆さんにもっともっと信頼と愛していただける開かれた診療所を目指してやってくれと、そういう指示を出しておりますので、ぜひ村民の皆さんにも御期待をいただきたいというふうに思っております。以上、申し上げまして答弁といたします。

〔6番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

では、以上で質問を終わります。

○議長（樋口春市君）

3番 安江健二君。

〔3番 安江健二君 一般質問〕

○3番（安江健二君）

それでは、ただいまより一問一答方式により、東白川村に豪雨による災害が発生した場合を想定しての対応策についての質問をいたします。

平成30年6月下旬から7月初旬に繰り返し発生した豪雨により、関市や郡上市、飛騨地域などで大きな被害が出ました。特に、東白川村からは車で1時間ほどの距離にある関市の東北部の津保川流域では大きな被害が出ました。7月7日から8日の集中豪雨で津保川が氾濫し、住宅地に泥流が流れ込み、1の方が死亡、1人がけがを負い、412世帯が浸水をいたしました。JAの支店も170センチの深さに水につかり、通常の業務ができなくなりました。

私も7月15日に現地を訪ねて、その状況を把握してまいりました。またその後、復興の様子を

見ながら3度ほど現地に出向いて、地元の方々からいろいろな話をお聞きして勉強させていただきました。

関市上之保地区は山合いの川を挟んで町並みが並び、その景観は東白川村にとってもよく似ています。50年ほど前の昭和43年の8.17の飛騨川バス転落事故の豪雨のときにも同じような浸水の被害に遭っております。今回の質問につきましては、関市上之保地区に起こった災害を参考とさせていただきます。

それでは、ここでもう少し関市上之保の紹介をいたします。上之保一帯は、東白川によく似てお茶をたくさんつくってみえます。そしてお茶工場と、津保茶ということで白川の共販会にも出てきました。そして、北側のほうには日本教の立派な建物が本部としてあります。それから、30年以上も前になりますが、東白川村の消防団第1分団の自動車ポンプが県大会といいますか岐阜県消防操法大会に出場しまして見事優勝して全国大会の足がかりとしたというところでもあります。

では最初に、平成30年7月の豪雨災害の状況を振り返ってみたいと思います。降雨の状況ですが、7月6日から8日にかけて岐阜県内では積乱雲が次々と発生、発達し、線状降水帯の発生により県内の全域で猛烈な雨となり、県内16観測地点で観測史上1位となる雨量を記録しました。県内3観測地点で、累計雨量1,000ミリを超える雨量も記録しました。期間降水量は高知県に次いで全国で2番目でありました。8日未明には、下呂市金山では3時7分までの1時間に108ミリの猛烈な雨を観測しました。一方で、美濃市、関市、郡上市、白川町、七宗町、下呂市では局地的に1時間100ミリ以上の猛烈な雨を観測しました。

次に、津保川周辺及び周辺河川の洪水警報の危険度分析についてです。8日0時の時点では、支流の小那比川には警戒がありましたが、津保川本流は注意でありました。0時40分には、津保川本流及び支流ともに非常に危険となりました。このことは、3時間後までに極めて危険となる予想をされております。1時には津保川支流が極めて危険となり、1時40分には津保川本流も極めて危険という状態になりました。上之保の上流の鳥屋市地区や小那比地区においては大雨が降り、それが川に流れ込み、流木が橋にかかって水が上がってきました。多分、これは切り捨て間伐によることではないかということが言われております。7月8日の状況は、7時には15市町村に土砂災害警報が発表され、東白川村もその中に入っています。大雨洪水特別警報の発表状況ですが、13時10分には大雨警報対象の26市町村が発表され、東白川村もその中に入っております。また、洪水警報対象の16市町村にも入っていました。

当上之保地区では、昭和43年時の水害状況によく似ているとの判断で、自治会の方や地元の消防団員の方々が各戸を周り声かけをして避難を呼びかけたそうです。川合下地区では、1時30分には道路に浸水は見られなかったが1時50分には道路に浸水、2時にはサイレンが吹鳴しあたり一面に水が押し寄せました。この水は表の道のほうから来まして、玄関の戸を開けると玄関の戸から裏のほうへばあっと水が抜けていくぐらいの勢いだったということです。JAの支店にも、今でもそのときの水位が壁にはっきりと残って170センチを記録しています。支店の裏には津保川がありまして、高さが七、八メートルあるということですが、その七、八メートルをはるかに上がって

きたという考えられないような状況であります。

災害では、行政による避難情報の伝達に課題を残したと言われていています。上之保地区の津保川では、当時、水位計から正確な判断情報を伝える体制が整っておらず、市が下流の武儀地区の水位計を注視していたころ、既に上流の上之保地区では氾濫が発生。市は避難指示が遅いと新聞等で批判を受けました。水害後、県は津保川を含む関市の河川に水位計を多数設置、市は来年度予算編成方針で災害対策を最重要と位置づけしました。

東白川村の上流域で豪雨が起り、大明神川と加子母川に異常な増水が発生した場合を想定します。役場内にて水位計から送られてくるデータを確認し、その上で住民に迅速で的確な避難指示を出すことができますか。このことをお尋ねします。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

安江健二議員の質問にお答えをします。

今、るる御説明をいただいた関市の状態については、私も尾関市長さんの反省を踏まえた報告、講演を聞く機会がございまして、非常に大変であったというようなことは認識をしておりますが、さて御質問は、役場内で水位計から送られてくるデータ等を確認して住民に迅速で的確な避難指示が出すことができるかどうかという趣旨の御質問でございます。

現在、東白川村では国の基準に従って避難準備情報、高齢者等避難開始の情報、そして避難勧告、避難指示の順に発令をすることにしてございます。過去の多くの大災害の反省から、首長の判断基準として、ちゅうちょしないで客観的データに基づきマニュアル化して判断をするように指導いただいております。本村もそのようにしてございます。

具体的には、台風が近づいてきた場合、あるいは長雨等々の場合ですが、災害対策会議を開きまして合議の上、先ほどの段階別の発令をすることしております。長雨のときの発令の基準は、気象庁の土砂災害警戒情報が重要な判断基準ともなります。

質問のありました川の水が増水をした場合ですが、大雨の場合、まず加子母、大明神、親田、曲坂など上流部の雨量を注視しております。短時間大雨情報が、あるいは防災情報等でこれが届いた場合は直接現地を職員が確認することにしてございます。現在も大雨の場合は、白川町役場と加子母総合事務所には電話で情報共有し、白川の水位には注意をしてございます。

それに加えて、平成 30 年度から岐阜県下にも危機管理型水位計が設置され、3 月末までには 140 カ所ほど設置がされる予定でございます。この東白川村にも平地区の平成橋上流に設置をされてございます。平常時はマイナス 5 メートルぐらいの表示となっておりますが、増水時は河川断面の 70%を超えると警戒水位となっております。

東白川村では河川の氾濫より土砂災害の危険情報のほうが早く出されていますが、質問のありました河川の危険氾濫水位についても的確な判断と情報共有は提供ができる状態となっております。今御案内をいただきました昨年の災害の反省から、岐阜県ではこれから大明神川、佐広川、曲坂川等

にも順次この水位計を設置するという事を聞いております。以上で答弁といたします。

〔3番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

先ほどの関市では、県が津保川と小那比川に危機管理型水位計を設置しました。水位計から得られる情報は、インターネットのホームページ「川の水位情報」で一般公開をされています。私もやってみましたけど、川の情報というのを開いて、地域の選択、市町村選択、観測所選択というふうにしますと誰でも見れるようになっております。そういったことで、村長がおっしゃられたように断面図も出てきますもんで、これをできる限り多くつけていただきたいなということを思います。

では、次の質問に移らせていただきます。

東白川村に災害が起こり、町並みが1メートルぐらいの浸水被害となった場合を想定します。近隣の町村と連携をとって、適切な場所に災害対策本部を設置することができますかということです。

関市では、広域合併ということがありまして9万人ほどの住民が見えまして、そこから上之保は車で40分から1時間かかるというところであります。そういったことで、関市は若草の本庁に災害対策本部を設置しまして、市長が本部長、副市長と教育長が副本部長ということになりました。当現場の上之保地区では、災害ボランティアセンターを設置して、上之保事務所の職員、自治会長、社会福祉協議会の職員が陣頭指揮に当たったということでもあります。この件につきまして、お伺いをいたします。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

適切な場所に災害対策本部を設置することができるかというお尋ねでございます。

このことについては、役場が浸水被害に遭った場合、これを想定しますと基本的には災害対策本部は役場の2階に設置をしますので、よほどのことがない限りそこまで浸水するという事はないであろうという想定はしてございますが、例えば電源が失われたとかというようなことも想定はできますので、その対策もこれからとっていくということも必要でございます。

浸水で役場が機能しない場合、この場合ははなのき会館を東白川村の災害対策本部に設置するというふうに考えてございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

村ですと、村長があらゆる指示を出してすぐ伝わるということで、こんなことはなかろうかと思っておりますけれども、関市の反省点としまして、7月8日の午前1時過ぎから午前2時半ごろまで、災

害対策本部、地域事務所、消防署には消防団員や住民が冠水、浸水の情報を持ってきましたが、これらの情報を関係機関が共有できなかったため災害情報を確実に収集し伝達する体制が整わなかったということがあります。そして、災害の拡大に伴い注視しなければならない情報がふえるために、必要な情報を確実に収集し伝達するという反省点が出ております。この辺のところをよろしく願いたいというふうに思います。

次の質問に移らせていただきます。

関市は社会福祉協議会に災害ボランティアセンターの開設を依頼しました。関市の災害で、初めて災害ボランティアセンターを開設したということでもあります。

社会福祉協議会では、現場本部ということで、市、自治会と連携をとりながら全国各地からのボランティアの受け入れを行い、ボランティアの証明書の発行やボランティアの保険の加入、そして災害派遣等従事者車両証明書、これは高速道路の運賃を無料化するということですが、これの手續を約700件行ったということでもあります。そして、毎日夕方には会議を招集して住民のニーズを反映するべく翌日のボランティアの人員の配置や老人クラブの方々による被災住宅への道案内などの指示に当たったということでもあります。

関市の今回の災害復興活動につきましては、社会福祉協議会の方々が中心となって活躍をされたようですが、東白川村に想定した場合、社会福祉協議会の活動の体制についてお伺いをいたします。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

社会福祉協議会の活動の体制についてのお尋ねでございます。

東白川村防災計画における社会福祉協議会の役割については、村と協力して要支援者の避難などについて職員が対応するのは当然ですが、大規模な災害が起きたときの想定での御質問とも思いますので、その点については社会福祉協議会はボランティアの受け入れが、またボランティアセンター立ち上げ等がその大切な役割になってまいります。

通告された質問内容で、ボランティアの受け入れについて次に御質問があるということですので、このことについてはそのときにお答えをしてみたいと思います。

〔3番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

それでは、少し社会福祉協議会が行ったボランティアの運営報告について述べてみたいと思います。

先ほど言いましたように、7月8日の3時ごろに関市から関市災害ボランティアセンターを設置するからお願いしますという要請があったようであります。そして、ニーズの把握といいまして、住民の方々がどういうことをやってほしいかということをお災対策本部に言ってきたということで

あります。それを社協の方が一々分析しまして、どこの地区にはどういうことが必要、どこの地区にはどういうことが必要ということを毎日の夕方の会議で検討しまして、そこへ人数の割り当てをしたということであります。

その災害ボランティアセンターというのは7月8日から20日まででありまして、一応その期間機能しまして、その後は普通のボランティアセンターということで活動をされたようであります。

続きまして、次の質問に移らせていただきます。

ボランティアのことです。ボランティアの方々は、全国各地からお見えになりますが、食事や宿泊は全部個人の負担というようなことでもあります。

関市では、8月いっぱい上之保温泉を開放してボランティアの方々に風呂に入っていたということであります。それから、県外から来場のボランティアの方々の多くは各地の被災時に何回も行ってみえるということで、本当に協力的で完璧な仕事をされるというふうに聞いております。それから、ボランティアの方々の活動された人数と日数ですけれども、3期に分けてまして報告をされております。第1期は7月9日から7月20日までの12日間でありまして、合計人数が延べ6,500人、第2期が7月21日から8月31日までの11日間で合計が350人、第3期が9月1日から9月2日までの2日間で合計が79人で、総合計が約7,000名というようなことになっております。

そういったことですけれども、全国各地の被災地や今回の関市に関しても大勢のボランティアの方々の献身的な御協力により地域の復興が随分とはかどり、また住民の皆様にも勇気を与えたことと思います。

東白川村では、こういった場合に起こった災害についての外来のボランティアの方々の受け入れ体制についてお伺いをいたします。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

東白川村の外からのボランティアの受け入れ体制についての御質問がございました。先ほどの村の防災計画における災害ボランティア等の位置づけについてお答えをします。

まずボランティアセンターの開設については、ボランティア活動の環境整備計画で重要な事項を定めております。前文では、ボランティアの重要性や必要性についてうたうとともに、日本赤十字社岐阜県支部や社会福祉協議会、ボランティア団体との連携の強化を努めることとしております。

ボランティアセンターの開設については、第4項で、村では社会福祉協議会と連携してボランティアセンターを設置し、広報啓発、福祉教育、要請、研修受け入れ側との連絡調整等を行い、ボランティア活動の推進を図る。なお、村はボランティアセンターの設置運営について、指導及び支援を行うと明記しております。

お尋ねの災害ボランティアの受け入れについては、ボランティアの組織化の推進と災害救助ボランティアの登録について、第2項及び第3項において、村は社会福祉協議会が行う迅速かつ円滑な

災害救助ボランティア活動を可能にするための受け入れ体制づくりにおいて指導及び支援を行う。
また、ボランティアの登録状況について把握しておくとなっております。

実際、社会福祉協議会ではボランティアの登録と登録後の活動要請を行うことと定めています。
また、ボランティアの活動拠点の整備についても、村は災害救援ボランティア活動の拠点となる施設の確保と必要な情報機器、設備等の整備を図るとしております。

次にボランティアコーディネーターについてですが、ボランティアコーディネーターの育成について、村はボランティア関係団体と相互に連携し、災害時のボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう、ボランティアコーディネーターの育成に努める。そして、村及び社会福祉協議会はボランティアコーディネーターの育成について指導及び支援を行うとしております。

この地域防災計画を受けて社会福祉協議会の取り組みについて説明をいたしますと、本村の社会福祉協議会は岐阜県社会福祉協議会並びに加茂地区社会福祉協議会と災害時における相互支援の協定を締結しています。現実には災害が起きたときは、この協定により相互支援としてボランティアセンター設置運営の支援、ボランティアコーディネーター業務、要援護者のニーズ把握、日常業務の支援、以上について、先ほど議員から御説明があったような経験や資格を持った職員の派遣が受けられることになっており、迅速に災害対策が可能となっております。

村の社会福祉協議会では2名の職員がこのボランティアコーディネーターの資格を有しておりますし、東日本大震災の折には県社協の要請により岩手県の大槌町へ交代で1週間ずつ派遣をされており、ボランティアセンターで経験を積んでおります。

また、今お話になっております昨年の関市の災害についても職員2名を延べ3日間派遣しております。訓練についても、平成28年には村独自で訓練を実施。また、29年度には県の合同練習にも社会福祉協議会の職員が参加をしております。

防災士やボランティアコーディネーターなどの人的防災力の強化は大変重要なことであると私も認識をしており、社会福祉協議会や役場職員においても、この知識と技術を習得する資格取得について普及啓蒙していく必要があると認識をしております。

また、なかなか進んではございませんが、民間ボランティアの育成についても今後積極的に進める必要があると考えております。以上で答弁いたします。

〔3番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

ただいま村長から答弁のありました、この村からも災害ボランティアが要請に応じて伺ったということで、非常に心強い思いであります。

災害ボランティアと社協の関係なんですけれども、このときの社協の出られた方の、関市としては延べ212人、そして今村長がおっしゃられた他の市町村からの応援の方が205名、それから県のほうから10名ということでありまして、そして、防災士会というのがありまして、ここからは66名

の方が支援をされたということで、たくさんの方が協力をされております。

それから、このボランティアというのは、地元の友人に聞きましたんですけれども、終了というのがなくて、一応3期に分けてやったんですけれども、一応これで終了しますということなんですけれども、実際には民家の畳の下とか床下からまだまだほこりが出てくるもので何とかしてくれという話がありまして、現在でもボランティアが続いておるといように聞いております。その後の活動としまして、復旧支援の活動部門というのと、それから生活支援の活動部門というように分かれまして、復旧支援の活動部門にとりましては、残っている依頼の把握と床下の泥出し、泥かき及び乾燥作業、そして生活支援部門につきましては、被災者や地元の方々の生活支援、地域福祉活動の支援、地域のつながりづくりの支援というものをやっておられるそうであります。

続きまして、次の質問に移らせていただきます。

関市は関市災害廃棄物処理計画に基づき、市内8カ所に災害廃棄物の仮置き場所を設置しました。仮置き場への搬入は7月8日から、延べ車両285台により行ったということであります。ごみは混合状態であったので、分別は一般社団法人岐阜県産業環境保全協会に7月13日から3日間依頼をしたということであります。その後、7月17日から8月3日にかけては関市建設業災害対策協会というのが災害協定により分別を行ったということであります。

当時は、村でもそうでありましたけれども、非常に猛暑であり、害虫の発生が危惧されることから県職員におけるごみの消毒を実施したということであります。また、仮置き場からごみの搬出は延べ940台の車両が処理場へ持っていったということであります。また、個人所有の車は保険加入の関係がありますもので、自家用車は個人対応ということで片づけたということであります。

東白川村が浸水により被害をこうむった場合、大量のごみが当然出ます。その場合について、ごみの一時仮置き場所とその分別方法及び処理方法についてお伺いをいたします。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

災害廃棄物の一時集積場所と分別及び処分方法についての御質問でございますが、国では東日本大震災等近年の災害における教訓を踏まえ、平成27年に廃棄物処理法及び災害対策基本法が改正され、村においても平成30年4月1日に災害廃棄物処理計画を作成しました。

この計画では、災害廃棄物の処理を迅速に対応するため、組織体制、災害廃棄物発生量及び仮置き場に関する事柄など必要な事項を定めております。この中で仮置き場、一時集積場所については、東白川総合運動場、越原運動場、五加運動場を候補地としております。災害が発生し、その後、村民の皆さんはこれらの施設に持ち込むこととなります。その際には、分別ルールを周知し処理したいと考えております。

この廃棄物処理計画においては、震災時において推定発生量について検討し、仮置き場の必要面積を推定しておりますが、水害、豪雨災害における災害廃棄物の推定発生量については検討がされておられません。

現在、岐阜県において県下主要河川の水害による浸水区域の検討が行われております。この浸水区域が想定されますと、村における水害時の推定発生量及び仮設置き場の必要面積が検討できるかなと考えております。

廃棄物の処分先ですが、分別した廃棄物ごとに処分先が異なりますが、可燃系及び資源系のごみについては可茂衛生施設利用組合のささゆりクリーンパークに持ち込むこととなります。その他についてはリサイクル可能な廃棄物から順次搬出処理されることとなります。処理する費用については、可茂衛生施設利用組合については免除、その他については国等の支援制度を活用してまいることとなります。

〔3番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

ごみの処理につきましては11品目に分けたということで、燃えるごみ、畳、布団・マットレス、金属系、廃プラ、瓦れき、木質系、コンクリート、電化製品、危険物、土砂ということに分けて処理をされたというふうに聞いております。

続きまして、次の質問に移らせていただきます。

今回の豪雨被害で被災されました皆様へということで、関市富野、武儀、上之保の全世帯及びその他の地区で被災された方々に被災者支援制度ガイドブックを配付されております。その内容をちよっと紹介させていただきます。

1つ目は、支援金、貸付金、住宅応急修理ということについてであります。1つ目が被災者生活再建支援制度、2つ目が関市被災者生活・住宅再建支援、3つ目が災害救護資金、4つ目が住宅の応急修理。

2番目の関係ですけど税金使用料等の減免。

3つ目が、生活に不安なことはありませんかということで、細部につきましては、1つ目が健康に関すること、2つ目が買い物などの移動手段など、3つ目が土、日、祝日の問い合わせ、4つ目が復旧のお手伝いが必要ということであります。

4番目が、なくしてしまったものはありませんかということで、健康保険証がなくなった場合、免許証がなくなった場合、年金手帳、年金証書がなくなった場合、通帳、印鑑がなくなった場合、クレジットカードがなくなった場合、持病の薬がなくなった場合などのサービスについて書いてあります。

5つ目、お悩みがあれば御相談くださいということで、福祉総合相談、高齢者に関する相談、保健師・ケアマネ、心の相談、電話や面接での相談、面談や電話により手続や案内の相談。

6番目がその他ということで、電気、ガス、電話等についての相談ということであります。電話各社は支払い期日の延長や料金の免除ということであります。

関市は9万人人口があるということで、市役所にもたくさん課があります。例えば、福祉政策

課とか都市計画課、そして市民健康課などなどあらゆる課がありますがけれども、村としてはこのような場合に十分に対応できるかどうかということについての質問をさせていただきます。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

通告があった質問はパンフレットがあるかないかというふうに、ガイドブックの準備があるかというふうにしてあるんで、ちょっと勘違いをしてガイドブックのあるなしの質問かなと思っておりましたが、いわゆる災害者の支援についての体制はどうなっているかという御質問でございますので、現在は村単独のパンフレット等は用意はございませんが、制度としては、今お示しがあったような災害に遭ったときの税金の控除とかそういうのは条例で決まっておりますし、東白川村災害弔慰金の支給条例というのがございまして、ここではいろんなことが決まっております。この制度の周知は、平常時は特に必要がないので、災害が起きたときには国や県のそういった制度も活用しながら被災された皆さんに周知はするのは当然の義務であると考えております。

村の支援制度について少し説明をしますと、死亡の場合の弔慰金と災害傷害見舞金、災害援護資金の貸し付けから構成をされてございます。また、被災された建物についての支援については、国や県の制度もございまして、昨年の今お話があった災害のことを受けて、岐阜県ではこの支援制度の見直しを図るということになっております。内容については、国の制度と同じようにしたいということございまして、現在は市町村についてその意向調査が行われました。本村も県の制度と同様の創設をするように回答をしているところであります。

内容については、まだ素案の段階ですが、例えば給付金の金額ですが、前回の場合の支援金額が県、今現行は100万円ですが、これは国の制度のように300万円まで引き上げるということございまして。また、国の制度を適用するためには激甚災害等被災者生活再建支援法の適用というのが条件になってございまして、岐阜県ではこれを局地的な災害にも対応できるように、特に知事が認めた場合も対応できるようにするという内容で検討がされているようございまして。非常に局地的な災害が多いということで、この対応は適正かなと考えているところでございまして。財源については、県の上限補助率3分の2ということで検討をされているようございまして。

以上で答弁といたします。

〔3番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

大変失礼をいたしました。

時間の関係でこの各種の助成については、国と県と市がまざっていたということで、おわび申し上げます。

最後に、今後に向けた防災対策の検証をということでございましてけれども、まず1番目に村民の

方々に防災意識の向上についての徹底をお願いしたいというふうに思います。2つ目が、自主防災組織の役割と活動についての徹底もお願いしたいと思います。3つ目には職員の方の教育について、4つ目が消防団は非常によくやっておりますけれども、消防団の方についてもこういう災害のときの対策をひとつ徹底してほしいと思います。それから、5つ目が河川の改修と今後の計画について、6つ目が山林整備と今後の計画についてということで、特に実際にありましたように切り捨て間伐による被害ということも考えられるということでしたもので、その辺のところを十分に検討していただきたいということを思います。以上です。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

何点か御質問をいただいたことは、私どもも同じ思いでございますので、時間の関係で一つずつお答えはできませんが、まず今地震のことが非常にマスコミ等で報道されておまして、いつ起こるかわからないということになってございますし、先ほど来御提案があったような局地的な豪雨災害、非常に危惧されるというところで、いま一度災害対策、防災計画等々を見直す予定でございます。そういった人的措置もして、31年度にはもう一回見直しをかけたいと思っておりますので、今御指摘があったいろいろの点についてはその中でやってまいりたいと思っております。

1つだけ、関市の今の災害、川に流木が詰まってということでございます。東白川村の山は森林組合の管理、村の指導、県の指導等もあって非常にいい間伐がされておまして、決してこのようにならないというような自負を持って、県下に冠たる林業地であることを申し添えて、もちろん大変大事なことで、これから施業をやっていく場合、作業道をつけていく場合もそういったことも判断に入れながら施業をしていく、これは大事なことかと思っております。

いずれにしましても、生命・財産を守るために必要な措置をしっかりととっていきたいと思っております。以上で答弁とします。

〔3番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

ありがとうございました。

これで私の質問を終わります。

○議長（樋口春市君）

それでは、ここで暫時休憩とします。5分間の休憩とし、11時8分から会議を再開いたします。

午前11時03分 休憩

午前11時08分 再開

○議長（樋口春市君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

4番 今井美和君。

〔4番 今井美和君 一般質問〕

○4番（今井美和君）

本日は、一問一答方式で2点質問いたします。

まず最初に、空き家対策について質問いたします。

総務省の5年ごとに行われる住宅土地統計調査によれば、空き家の総数はこの20年で1.8倍、448万戸から828万戸に増加しているとなっています。岐阜県の空き家の割合は、全国平均5.3に比べ6.6%と平均より高い状態です。全国的に空き家が目立ち始め、人の住まなくなった家屋は早く朽ちていくため、壊れかけの家もよく見かけます。

村の空き家の状態はどうなっているか、まだ住める空き家、壊さなければいけない空き家、倒壊の危険のある空き家など、これからどのような空き家対策をしていくかが課題です。

1つ目の質問です。

国はこの状態に対し、空家対策の推進に関する特別措置法が平成27年5月から施行されました。固定資産税等に関する情報の活用が可能になった中、所有者の特定や村の空き家等の実態把握ができていないか、村の状態はどうなっているか、お聞きします。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

今井美和議員の御質問にお答えをします。

所有者の特定や空き家の実態が把握できているかという御質問がございました。

村では、平成27年度に自治会長さんを通じて空き家の数の把握を行いました。その結果、100件ほど空き家として把握することができました。

御指摘のとおり、平成26年施行の空家対策の推進に関する特別措置法、いわゆる特措法におきまして、市町村は空き家等の所有者を特定するために村の固定資産税の情報を活用できることとなりましたので、平成28年度においては村の税務情報との照らし合わせを行い、その空き家の所有者、連絡先等の情報収集を行いました。

しかしながら、まだ正式な空き家リストとして足りない部分があります。例えば、その空き家の写真、状態の把握、あとは所有者の意向でございます。現在、人間的になかなか手が回っていないという状況で、これから少しずつリスト化を進めていく準備を整えてまいりたいと思っております。

〔4番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

今、空き家の件数が100件ほどあるということで、今まだ正式な状態を把握し切れてないという

ところなんですけれども、国は今、自治体に空家等対策計画を策定するようにしておりますが、村はその計画ができているのかお伺いします。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

空家等対策計画を策定しているかという御質問でございます。

平成 26 年から特措法が施行してございますが、その中で空家等対策計画を定めることができるとしています。国または県においても、この計画を策定することを推進しておりますが、現在のところ、本村では策定をしておりません。

ちなみに、岐阜県で策定している市町村は、平成 30 年 10 月現在で 24 の市町村、管内では可児市、美濃加茂市、坂祝町、富加町、川辺町、御嵩町が策定をされております。

〔4 番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

4 番 今井美和君。

○4 番（今井美和君）

私もその文章を言おうと思ったら村長に言われてしまいましたので、残念ながら言えませんが、その空家等対策計画については後ほどの空き家バンクのほうのところでもう一度お聞きしますので、よろしく願いいたします。

次の質問です。

里山生活、東白川村の生活を求めている方と東白川村の空き家とをつなげるお手伝いとして、空き家バンク制度を平成 25 年から行っております。空き家バンク登録状況、契約成立状況などどのようにになっているか。また、空き家バンクの登録手続から利用までの流れがわかりにくいと言われる村民の方が見えますので、その説明、成立後、空き家の修繕等の補助金はどのようなものがあるかお聞きします。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

現在の空き家バンクの登録件数は 15 件でございます。

現在までの契約成立は、平成 25 年が 3 件、平成 27 年が同じく 3 件、平成 28 年が 1 件、平成 30 年が 2 件、合計 9 件となっております。また現在のところ、成約の見込みがあるのが 2 件となっております。

空き家バンクの登録手続につきましては、ホームページ上には載せてあるところですが、いま一度御説明をいたしますと、まずは役場総務課企画係に御連絡をいただきますと、登録に必要な書類を郵送させていただく。その書類を受け取った後に担当者による現地確認を行いまして正式な登録となります。登録後は、ホームページに写真つきで情報を掲載しますので、それをごらんになった

希望者があった場合に、まずは担当者から所有者に連絡し、利用希望者との面談、物件見学などを行っていただきます。その後、両者の合意のもと契約の運びとなります。村としましては、合意までのサポートはしますが、あくまで仲介の役割を担っております。

また、お尋ねの空き家の修繕の補助金については、空き家対策事業として空き家バンクに登録した空き家で、成約をした場合、所有者が空き家の内外を整理する費用の一部を助成、この助成額は2分の1で限度額が20万円です。そして、空き家を改修する場合は、同じく2分の1で、これは限度額が30万円となっております。この利活用補助金については、平成27年に1件、平成28年に3件、合計4件の利用がありました。

〔4番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

今、登録件数が15件ということで、その中で成立、決まったのが9件ということなんですけれども、先ほど空き家が100件ほどあるという説明をいただいたんですが、その中で登録が15件ということは、なぜ登録される方が少ないかというのを調べたことはございますでしょうか。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

先ほど答弁しましたように、所有者の意向確認がまだされておられませんのでこういった動きになってはございません。

ただ、美しい村づくり委員会等でそういったことについてのいろんな議論もしておっていただきますし、そのときに指導があつて、私がよく覚えているのは、やはり意思決定には3年かかる。よほど空き家を活用していただけたらどうですかという御提案を申し上げても、やはり御先祖様のこと、あるいは休みに利用したい。じゃあ孫はどうするの、そういったことまで決断していくのに、孫というのは次の世代、そのまた次の世代がこの家をどう活用するということの結論まで得るのには3年かかるというお話を伺ったことがございます。

そういうことで、なかなかその登録に至らないというのが実情だと思っております。

〔4番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

登録の少ない理由はわかりました。

それで、補助金のことなんですけれども、今現在、村単独で補助金を出しておりますが、国も空家対策総合支援事業として補助金を出しております。国は補助対象市町村として空家対策特別措置法に基づく空家等対策計画を策定していること、空家対策特別措置法に基づく協議会を設置するな

ど地域と民間企業者との連携があることとしております。

先ほど、村は今、空家等対策計画が策定されていないということですが、これは早く策定して国からの補助金を受けるといことができるかどうか、お伺いします。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

空家対策総合支援事業補助金、これについてのお尋ねでございます。

現在のところ、村として補助金は受けておりません。議員御指摘のとおり、国の補助事業として空家対策総合支援事業と、もう一つ、既に議員御存じのことと思いますが、空き家再生等推進事業というものがあります。

ちなみに、社会資本整備総合交付金の基幹事業という位置づけになっておりますが、内容的にはほとんど同じで、除却や利活用に対して助成をするというものでございます。ちなみに、補助率は事業主体が村の場合は、除却で5分の2、利活用で2分の1の国庫補助となっております。

どうして活用しないかということでございますが、現在、村においても何件かの空き家に対し早急に解体などの対応をしてほしいといった要望があることも事実でございます。ただし、その空き家を国庫補助があるからといって早急に取り壊すこともできません。もちろん法的な手続も必要となってまいります。何よりも国庫補助金の残りの部分は村民の一般財源、いわゆる税金から出すということになりますので、限られた村の予算から捻出する必要もありますし、住民の皆さんの合意という理解が必要となってまいります。

だからといって空き家を放置するということは、倒壊のおそれや防犯上の問題、さらには村が加盟している日本で最も美しい村連合の趣旨からも反するというところでございます。

このようなことから、来年度以降の取り組みでございますが、地域の皆さんや、例えば民生委員、さらには建築や法律の専門家等を交えた研究会を立ち上げたいというふうに考えております。もちろん来年度予算にかかわることでございますので、この後の新年度の予算審議においてお認めをいただいた上でのこととしておきますが、その研究会では要望いただいている空き家の今後の対策について、先ほど議員のお話にもありました空家等対策計画の策定についても協議をしていただけたらと考えております。

議員が御指摘のとおり、利用するかどうかは別として、今後この補助金をいつでも利用できる体制だけにつくっていききたいと、このように考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

新たにこの研究会がつくられて、村の空き家のほうがどんどん再度使われていくような状態になっていくといいと思いますが、この空き家バンクのホームページの中での、先ほど村長も話されま

したが、一応関連した流れというのは書いてあるんですけども、空き家の解体に対する補助金のほうも書かれております。

「目的」として、「空き家を放置すると倒壊などで近隣に被害を及ぼしたり、火災や犯罪などにつながるおそれがあります」として、「東白川村の美しい集落環境を維持するとともに村民の安心・安全の確保を図るため、村内に存在する老朽危険空き家の解体にかかわる費用の一部を補助します」としてありますが、どの程度までが危険空き家というのか、またその評定はどなたがするのか、お伺いします。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

解体の補助金について、その助成制度についての御質問がございました。

村では、老朽危険空き家の解体に対する補助金としまして、老朽危険空き家解体支援事業補助金というのを平成 25 年から施行しております。解体補助金につきましては、費用の 3 分の 1、30 万円を限度としての助成制度でございます。

この解体補助金は、平成 25 年度に 2 件、平成 26 年度に 1 件、平成 27 年度に 3 件、平成 28 年度に 1 件、平成 29 年度に 2 件、合計 9 件がございました。現在までの解体補助金は、対象とする判断に少し曖昧な部分がございます、申請があると 1 件 1 件村長判断というところで決定をしております。

そこで、この規則の見直しを今御提案かけているというところで、先般も一部、全員協議会でお示しをしたところでございますが、国のガイドラインや他市町村の制度を参考に基準表を作成し、その基準表にて担当職員を含む職員 3 名による判定を行い、その平均で一定以上の点数を超えた場合に対象としたいというふうな基本的な考えでございます。

その根本として、公益の反するものを対象にしていく。これは村税を使っての補助金を出す以上、公のもの、例えば道路ですとか河川とか、公民館等の公の施設に害を及ぼすものでなければ公益性の面からも妥当ではないのではないかとといった判断によるものでございます。それゆえ、逆に申し上げますと、道路には面していない、お隣同士の家で倒れかかってきそう、こういったことについてはどうしても民事上のことになるということで、個人で対応いただくこととなります。

この規則については現在検討中ございまして、4 月 1 日から施行するよう準備を進めているところでございます。

〔4 番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

4 番 今井美和君。

○4 番（今井美和君）

見直しがされているということで、今のホームページに書かれている状態ですと、火災や犯罪ということになると、全ての空き家が対象になってしまうので、これはすごく曖昧なところがありま

す。今後、4月1日施行のためにしっかりとルールづくりを進めていっていただきたいと思
います。

続きまして、次の質問です。

空き家対策を加速するために、空き家に関する多様な相談に対応できる人材育成、多様な専門家
等との連携による相談体制の構築、地方公共団体と専門家等が連携解決して共通課題の解決を行う
モデル的な取り組みを平成30年から32年度まで国が支援する事業があります。村としてのお考え
はどうでしょうか。

人手不足の村役場ですので、これに手を挙げることは難しいことかもしれませんが、村単独では
なく広域でやっていくことが可能なら連携して事業を起こせるとは思います。どうお考えかお伺い
します。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

空き家相談に対する人材の育成とか、専門家との相談体制の構築などのモデル事業を利用しては
どうかという御質問でございます。また、広域連携についてもお話があったかと思いますが、さき
の質問にもありました空家対策総合支援事業と空き家再生等推進事業はハード的な事業であるとい
うことに対して、この人材育成等の事業、空き家対策の担い手強化・連携モデル事業といいますが、
この事業はソフト事業でございます。

空き家に対する相談につきましては、法律的、専門的な知識も必要となってきますので、人材の
育成は必要なこととは思いますが、現在は御承知のとおり限られた職員の中で運営をしております
し、外部からの登用によっての人材育成となりますと、この補助事業期間が終了した後のコストの
ことも考えなくてはなりません。当村の規模にそぐわないと考え、現在はこの補助金を受ける予定
ではございません。

ただし、村においては昨年からは専門家の司法書士とつながりを持っており、相談もお受けいた
いております。村内在住の老人世帯を親に持った村外に生活する家族を対象とした家族会において、
空き家をテーマとした講演会も行っていただいたところです。先ほどもお話をしましたとおり、専
門家を交えた研究会の発足を考えていますので、専門家との連携もそちらで行っていきたくと考
えております。

先ほど申し上げましたとおり、この補助事業を行っていく予定は現在はありませんが、ただ広域
連携として、例えば茂菅管内において人材を育成して専門家との連携を行っていくということがあ
れば、財政的にも厳しい本村においては大変ありがたい話で、これに協力していくことは大変大切
なことかと思っております。このような話は実際のところまだ出てございませんが、出てくれば十分検討
に値するお話であると考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

できれば広域でやっていただければありがたいと思うんですけども、可茂管内でやっていただければ、その中で人材を育成して、東白川村でも有能な人材を育てることができると思います。

今の空き家対策というのは、移住定住にもつながる取り組みでございます。力を入れている自治体は、空き家対策推進委員を配置しているところもございます。

昨年の行政懇談会の資料では、村長は簡易人口推移の表を出されました。そのときに移住者が毎年7世帯あれば村の人口の減少は緩やかになることを示されました。この空き家対策は、この村にとって力を入れるべき課題だと思われませんが、村長の思いをお聞かせください。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

議員が今御指摘されたとおり、今後の村の存続を考えていく上で、空き家対策を含めた移住定住政策は最も重要な課題の一つであることは間違いございません。

先ほども申し上げましたが、手をこまねいているだけでは何の解決にもなりませんので、研究会の発足や新しい事業を考えてございます。この新しい事業につきましては、先ほど御指摘があったように、まず集落座談会での数値的なこともございまして、近い将来、人口が半減することとなり、行政サービスの行き詰まりや伝統・文化、農村景観の維持等も困難になってくるおそれがあるということで、村では移住定住施策として来年度から東白川村つながるナビとして独特の独自の取り組みを始めようと考えてございます。

この事業も、来年度事業ということでございますので、この後の新年度予算において御審議をいただきたいところでございますが、全協等でしっかりと説明をさせていただきお認めいただいた上での執行となりますが、少し説明を申し上げますと、つながるナビというのは今までの空き家対策、移住定住促進、就農希望者対応などを一括して行える窓口をつくるということでございます。これにあわせて、移住体験なども視野に入れて移住定住していただいた方々への今後の生活のなりわいとしてのサービスといたしますか、対策についても今後は考えていきたいというようなことで、つながるナビ事業というのを始めたいと思っております。

少しずつではございますが、着実にその歩を進めて移住定住を政策の一つの大きな重要な柱としてこれから取り組んでまいります。以上です。

〔4番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

この空き家対策事業の取り組みが、村長も一番大切だとわかっているくださりますので、あとは村民の皆様に理解をしていただくよう進めていただければありがたいと思います。

続きまして、次に村のインターネット環境について質問いたします。

東白川村のCATV施設は、現在、光ファイバーが各家まで通っておりません。このため、現在のCATVでは動画を見たり情報量の多いSNSだのを利用すると、重くていららする、不便、そんな声を聞くようになりました。

この今のネット環境が整ったのは平成18年です。平成18年3月8日、今から13年前のこの日、整備するCATVに一番最初にテレビを通して村民の皆様の前で挨拶をするんだと、当時担当だった若井君が、当時村長だった父の病室に撮影に来てくださる日でした。しかし、この3月8日が父の命日となりました。この日の午前中、役場の方々が父の病室にお見舞いに来てくださいました。その中で、動かなくなった意識もなくなった父に向かって、当時CATV担当だった桂川憲生さんが父の耳元で話されました。東白川村CATV、全村開通いたしました。その言葉が聞こえたのか、安心したのか、それから2時間後、父は息を引き取りました。光が来ないと言われていた時代、アナログからデジタルへ切りかわる時代、情報過疎地にならないために起こしたCATV事業、待ちに待った完成のときでした。

それから13年、月日は流れ、日進月歩、東白川村の各家庭にも光が来る時代がやってまいりました。今、各世帯まで光ファイバーがあるのが当たり前の時代、経済・社会活動の基盤としてのICTの役割が大きくなる中、東白川村は少しおくれをとっております。

そこで、村は全村を光ファイバーでつなぐ超高速ブロードバンド化の事業化を実施する計画があります。昨年行われた行政懇談会の際にも説明しておりますが、この4億近い事業の計画と進捗状況の説明を村長にお伺いします。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

13年前のことは私も鮮明に覚えてございますが、その当時、最適な判断をされてその施設の整備をされたと考えております。

しかしながら日進月歩ということでございまして、引き込みのところが同軸ケーブルであったためにやはり遅い、そして量が送れない、雷に弱い、また設備が古くなってきたので代替ができない、こういった課題が起きておりますので、昨年来でございますが、情報基盤整備協議会においてたび重なる審議を重ねていただき、東白川村CATV施設を公設公営で維持していくことを選択して答申をいただきました。私もその方向に従って決意をし、準備を進めてまいりました。

当初は平成31年度事業として事業を計画しておりましたが、議会の皆様と一緒に総務省のほうへ要望活動等を行っていただきました。おかげをもちまして30年度の補正予算でもやれるというめどがついてまいりましたので、現在、30年度の補正予算で要望を出して、繰り越しをして来年度行うという計画に変えました。

これによって工事期間を長くとれるということ。したがって撤去工事も補助対象にできるということ。また、起債の関係での来年度予算に対する影響も少ないというようなことも加味しまして、

補正予算対応としたところでございます。

もちろん今定例会で村の30年度補正予算をお認めいただいた上でのお話ではございますが、総工費で3億5,900万円余の工事費、これを計上させていただいております。既に申請を済ませ3月末の交付決定をもって事業に4月早々から着手したいと思っております。

2020年1月の接続切りかえ目標としております。インターネットの速度の問題も、今お話のように来年の1月に解消できるという時期が見えてまいりました。その後、不要となった伝送路等を撤去し、3月には全ての工事を完了させる予定で進めてまいります。

〔4番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

2020年の1月がとても待ち遠しいですが、今の回線ですが、以前、白川付近でCATV回線がネズミにかじられたようで、使えないということがありました。万が一に備えた複線化する冗長化の工事もこの予算にはあわせて行われるということによろしいでしょうか。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

ネズミにかじられたか、リスにかじられたかは定かではございませんが、この冗長化の工事は、今回の事業では対象となりませんので、2020年度にまた総務省の助成等を活用して実施する予定で考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

それから、これまで落雷などにより伝送路が途切れてテレビ放送や告知放送の受信ができないということがたびたびありました。昨年の停電が3日ほど続いたときには、告知放送が使えず情報が届かないといった事態になりましたが、今回の設備では落雷や停電にはどのような対応があるか、設備があるか、お聞かせください。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

今回の整備で全部の伝送路が光ファイバーだけの設備となります。したがって、アンプを使用しないため落雷の被害を受ける部分がなくなり、落雷に対しては大変強い施設になるというふうに考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

落雷に対して強いということで、これでインターネットをつなぎながらとまってしまったとか、告知放送が使えないということがないということなので、安心して使えると思います。

光ファイバーが設備されることは、この村の人口問題の解決の糸口になるかもしれません。さきの質問の空き家対策の問題もそうですが、移住定住にはあって当たり前の情報基盤設備です。この人口問題の解決に向けて、公設公営での情報基盤施設を行政方策としていくことについての村長のお考えをお伺いいたします。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

平成17年に整備された東白川CATVは、長い間村民の皆様にご親しまれ、村が一つになれる大切なコミュニケーション手段として活用をまいりました。

我が村にとって、CATVは今お話ししましたコミュニケーションの手段の機能のみならず、防災情報の伝達や村民生活に直結した行政情報の伝達など大変大きな役割を担っており、その役割はこれからも今まで以上に充実する必要性を感じております。

以上のような理由で、公設公営で村民の皆様にご身近な放送として活用してまいりたいと思います。加えて、これまで全ての番組が検索して視聴できるサービスや、最大高速インターネットを利用したサテライトオフィスやテレワーク、こういった外部からの人材や業務の流入を加速する仕組みを推し進めまして、先ほど来御指摘、御質問がありましたような移住定住策としても重要な施策としてまいりたいと思っております。先ほども説明しましたつながるナビのところも、こういった観点も取り入れているということでございます。

いずれにしても、東白川村の財産をつくるという位置づけで、これを村の強みとして発揮できるよう発展させてまいりたいと考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

このCATVが今後も村民の皆様にご親しまれ、村が一つになれる大切なコミュニケーション手段としてのCATVであること、そして村長が今言われましたように光ファイバーが村の強みであるように、早期設備を期待いたします。

これをもちまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（樋口春市君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

通知に従いまして、一問一答方式にて、改元に伴う情報システムの改修について質問いたします。

平成が始まり戦後生まれが80%を超え、そのうち25%の4人に1人が平成生まれが育ってきており、平成の時代があとわずかで終わり、新しい元号も4月1日に発表され、5月1日より新しい年が始まります。昭和から平成への切りかえを経験した当村も、システムの改元対応を済ませたからと楽観していないと思いますが、昭和から平成に変わったのは、もう30年も前のこと、30年もたつとその間に改修や機能追加を行っていることと思います。後になってトラブルが発生しないように、改めて当村のシステムを見直す必要があるのではないのでしょうか。

ことし1月末に、経済産業省は各業界団体に向けて、改元に伴う情報システム改修等への対応についてという周知文章を発信しております。その一部には、元号をデータとして保有している場合、元号データの変更や追加、または西暦データへの統一化、また事務運用面での対応では、元号記載が含まれる証書、帳票などの記載の変更、旧元号が記載された状態で利用が想定される契約書などの証書や帳票の取り扱いの明確化、そして顧客に影響が生じ得る事項への対応策、それに関する顧客への十分な周知など必要な項目が発信されております。

そこで質問としまして、当村での改元に向けた改修はどのようになっているか、お伺いいたします。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

安保議員の質問にお答えをします。

村の改元に対するシステムの改修等の取り組み状況についてのお尋ねでございます。

村の基幹システムである住民記録、村税、財務会計、選挙などのシステムは岐阜県市町村行政情報センターが提供するシステムを使用しており、情報センターでは改元への対応も昨年の10月から準備を行っており、東白川村も情報センターと連携し対応に当たっているところでございます。

具体的な作業としては、3月にテスト環境において仮の基準日を2月1日に設定して、帳票の印字について検証を行いました。本番環境の切りかえ作業は4月12日から14日が予定をされております。

作業、情報センターのシステムの日付データは西暦で管理をされており、改元に伴うデータの変換作業は発生をしません。帳票や画面の表示設定の切りかえを行うこととなります。また、経過措置として、国民健康保険証は3月に発行されるため、有効期限の表示は平成31年度から平成32年度までと表示し、改元後も有効であることの注意書きを記載します。年度の表記は、平成31年度が始まった後の改元となりますので、2020年3月までは平成31年度と表示し、2020年4月以降は新元号を2年度と表示します。以上で答弁といたします。

〔2番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

それは1カ月で改修ができるものなのかをお伺いいたします。

○議長（樋口春市君）

総務課長 安江誠君。

○総務課長（安江 誠君）

改修については、先ほど村長の答弁もございましたが、昨年10月から準備を進めておりまして、今現在テスト環境で改元されても大丈夫なように準備をしておるところです。

あと把握しなければいけない事項としては、新しい元号が何なのかというところですので、それを置きかえれば新しい元号になってシステムは正常に稼働するというふうに考えています。以上です。

〔2番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

御説明ありがとうございます。

一般的に新元号が変わりそうなシステムと言われますと、思いつくのが金融システム、行政システム、会社などで総務が使う会計システムでしょうか。どれもお金が絡むので、失敗ができない気がします。

情報システムにかかわる新元号の対応状況に関するチェックリストというのがインターネットの上に載っていましたが、その中に改修後の対応テスト、作業内容の確認の実施スケジュールが立案されているかと。5月1日までに対応が完了しない場合の対応で、いつまでにどのような作業を実施するかチェックリストがありました。

ここでもう一度質問させていただきますけれども、先ほどの答弁と重なるかもしれませんが、改修後のこのチェックに対して対応をどのようにされるのか、お伺いいたします。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

御案内のとおり、5月1日から6日までは5月については閉庁ということでございます。

改元日の5月1日に証明書等住民向けに使用される帳票及び即時性の高い帳票については、元号が正常に表示されるかの検証を行い、これについて御迷惑をおかけすることがないように準備をしまいたいと思っております。

〔2番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

ぜひ前向きな検討をお願いしまして、次の質問に入らせていただきます。

五加地区に建設中の国保診療所及び附属老人保健施設本体工事後の今後の外構工事を含め、周辺の構想をいま一度お伺いいたします。

まず1つ目に、設置、施設の東側に当たるところに水がたまっただまのプールがありますが、そのままの状態です。工事以後出入りが自由になると思われます。これが自由になりますと、柵のないところでは安全性が疑われかねないと思われていますが、どのようにされるのかお伺いいたします。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

今建設中の医療福祉ゾーンの周辺についてのお尋ねでございます。

新しい診療所の東側にありますプールについては、現状から申し上げますと雨水がたまっておりまして、これが抜けない状態です。議員御指摘のとおり、皆さんが安全面で不安視をされていることは承知しております。この水については、昨年3月実施しました水質検査により、中の水を流しても何ら問題がないということはわかっており、この後、新年度に発注を予定しております外構第2期工事において東側と北側にフェンスを設ける予定でございます。したがって、診療所の完成時には診療所側からこのプールへは行けなくなるということでございます。

プールをどうするかということにつきましては、現在のところは取り壊しとか水を抜いたりする工事について予定がないわけですが、必要性は十分承知をしておりますので、新年度に入りまして、予算との兼ね合いもございまして、そういったところを重々勘案しながら、プールの水を抜き、以後、雨が降ってもたまらないような工事を検討していきたいと、このように考えております。

〔2番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

ぜひ安全性に努められるような対策をお願いしたいと思います。

次に、施設の河川側のほうですね。河川敷のほうに雑木、竹林が生えており、対岸からもよく見えます。せっかくの新しい施設を覆い隠すように見えますが、工事の中で景観重視の兼ね合いからも、美しい村に合うような措置はできないかを伺います。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

河川側の景観保全についてのお尋ねでございます。

この河川側の雑木、竹林の件でございますが、現在のところは本体工事でも外構工事でも、この河川の立木の処分については考えておりません。ただ、議員御指摘のとおり、新しい診療所の場所は河川沿いということもございますので、景観や、それから一部の大きな木については風よけになるということもあって、そういったことも考えながら残しておいたほうがいいのかという場合もございます。

いずれにしても、議員がおっしゃるとおり、美しい村という観点から考えますと少し見苦しいところもございますので、柏本側から新しい診療所が見えるように、予算と相談しながらシルバー人材センターの皆さんと、御活躍を期待しながら、そういった予算を確保して少しきれいにしていきたいと、このようには考えてございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

次に、施設の西側のほうですけれども、西側に山口工業（株）さんがありますけれども、その隣の空き地を村のほうで保有してみえますが、この保有地、診療所に関連したことになるのか、あるいは多目的広場やグラウンド、またはヘリポートなどになるのかをお伺いしたいと思います。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

御質問の用地は、臨時の駐車場に活用できないか、あるいは将来ですが、村営住宅の建設に活用することができる用地として購入をさせていただいたものでございます。今回の医療福祉ゾーンの整備の計画には入っておりません。工事期間中に空き地が必要で、資材を置いたりする必要もあるかなあということも思ったわけですが、今のところ、そこを使っているということはありません。

今後、有効な活用を考えてまいりますが、先ほど申し上げました活用方法以外にも岐阜県等から公共的な施設の用地確保についての相談を受けておることもございます。そういったところへの提供というような形でも視野に入れながら、今後もこの土地については有効な活用方法を協議してまいりたいと思っております。当面の間、まだ農地としてありますので、地元でこの前のように御活用の向きがあれば、御相談をいただければ十分使っていただけたらと思います。

それから、ヘリポートについては五加地区に1カ所建設をしたいと思っております。これは建設後、消防の意見も聞いてヘリコプターがおりれるかどうかをしっかりと確認してから、先ほどプールのお話がございました。そのところも用地として含め、今御質問のところも含め、どれが一番最適かということを検討してまいりたいと思っております。

〔2番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

最後に、この工事に伴い、移転後の現平地区の診療所周辺はどのようになっていくかをお伺いしたいと思います。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

移転後の今の診療所施設についての御質問について、お答えをします。

診療棟については、既に起債の償還も終わっておりますので解体することもできます。病棟については、平成15年に老健への転換の工事を行っておりますが、そのときの起債、国の借入金がまだ15年間ほど償還期間が残っております。このために、この施設を処分、処分というのは壊してしまうという意味も含め、あるいは用途を変更するということも含めて、所定の手続が必要となっております。裏山のところ、県により防災工事を実施していただいたと、こういうこともございまして、慎重に考えたいと思っております。

病棟は冷暖房も、そして浴室もリハビリの部屋等もございまして。今後、福祉や介護の分野での民間活力による活用を視野に入れながら検討もしてまいりたいと思っております。

また、この国の制度が交付税措置がございまして公共施設適正管理推進事業というのが今ありまして、これでは施設の長寿命化、転用、先ほど言いました除却等の事業メニューがございまして。この制度が現在のところは平成33年度まで継続されるということですので、この検討の中でこの改装の費用や、それから解体すると決めた場合の費用についても効率のいい財源措置をして検討してまいりたいと、このように考えております。

今こうするという結論は出ておらないということを答弁とさせていただきます。

〔2番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

今の答弁の中で、これからいろんな検討をされる、15年間の間に検討されるということですが、具体的に、例えば消防署の施設が移転されるようなことはあるのでしょうか。いかがでしょうか、そのようなお考えは。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

可茂消防事務組合は、東分遣所の位置が非常に悪いということと、老朽化してきまして、この間雨漏りで100万円ほどかけて修繕をしておられます。したがって、長期計画の中で東消防、東白川分遣所の移転については御相談を受けております。

で、議員御指摘のとおり、この場所どうですかと御提案を申し上げましたら、もう少し白川沿いがよいという御見解でございまして、今あの地を使われるという構想にはないということですが、先ほどの御質問にありましたことも含めて、可茂消防事務組合とは協議を進めながら、新しいところにしかるべき分遣所を建てるという計画で、その計画を前倒しでなるべくやっていただくよう、私も協議を進めてまいりたいと思っておりますが、現在の診療所を利用するというのは少し困難かなというふうには思っております。

〔2番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

いずれにしても、村民皆様に負担がかからないような前向きな検討をお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（樋口春市君）

以上で一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とし、午後は1時から会議を再開いたします。

午前11時58分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（樋口春市君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

◎議案第1号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第6、議案第1号 東白川村課設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 安江誠君。

○総務課長（安江 誠君）

それでは、議案1号をお願いいたします。

東白川村課設置条例の一部を改正する条例について。東白川村課設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成31年3月1日提出、東白川村長。

1枚めくっていただきまして、改正条文でございますが、説明につきましては新旧対照表で行わせていただきますのでよろしくをお願いいたします。

新旧対照表の1ページのほうを、ごらんをお願いいたします。

表のほうは左側が改正後（案）で右側が現行でございます。

現行の第2条のところですが、4項をごらんいただきまして、4項の産業振興課のところござ

います。第4号のところの商業及び工業の振興に関する事、それから第5号の観光及び交流に関する事、それから第7号の労働に関する事につきましては、今回、移住定住の事務の総合窓口を設置するために変更ということで、改正後のほうが、地域振興課の第5項のところの6号、7号、9号に持ってまいります。改正前の6号の第三セクターの運営に関する事につきましては、産業振興課、それから地域振興課、双方で事務を行うということで両方に記載するという事で、産業振興課のほうは4号に持ってまいります。地域振興課のほうは第8号のところの第三セクターに関する事を持ってまいります。

それから、新規への追加ということで、改正後の地域振興課の第10号ですが、空き家対策に関する事、それから移住定住に関する事について、こちらのほうに新規で追加をさせていただくところでございます。

なお、課設置条例につきましては、今回は移住定住事務の件について変更条例を出させていただきましたが、課設置条例の原本のほうにつきましては、総務課のところに広報広聴に関する事、それから情報通信業務に関する事が残っておりますので、こちらの整理がされていないということで、最終日に追加提出で改正をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

本文に戻っていただきまして、附則、この条例は平成31年4月1日から施行する。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

今度の設置条例の改正後の中に気になる点がありまして、第三セクターの運営のところを両方に分かれたというのは、当然、第三セクターは村が今4つある中で農業に関するものであったりとかいうことで業務をある程度整理すると両側に分かれるということで、両方に記載されるということで、これについては責任の所在がわかりにくくなるように見えて、多分それぞれの会社をどちらが担当するかということをしきりと分けられればうまくいくんじゃないかと思えます。

実は、問題なのはその下にあります労働に関する事ということなんですけど、これは今までは産業全体の中に労働と入っておったので、林業であったり農業であったりということも当然この労働で総括されていたわけですが、これ片面だけ記載されているので、労働に関してはどうするんだというときに、林業、農業の労働に関する事はじゃあどっちが面倒を見るんですかと言われたとき、今の第三セクターと同じような考え方で、労働も産業が2つに分けてあるように両方に労働と記す必要があるかどうかということに対して、ちょっと疑問を感じましたのでお答え願えれば。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

まず第三セクターのいわゆる担当分けでございますが、このように考えてございます。

商工を移しましたので、（株）東白川、これを地域振興課で担当します。ふるさと企画、それからみのりの郷、そして新世紀工房については今までどおり、現在課題をたくさん抱えているということもあって、ここで課を移して混乱させるよりは、経験や、今までの打ち合わせ等の経緯も十分熟知した課で担当するのがとりあえず1年は適正かと思っ、このようにすみ分けをします。

労働につきましては、この場合の労働というのは商工労働政策のことございまして、県から来るいろいろな労働基準法のことですとか労働時間のことですとか、そういった総括的な労働の課題でございまして、例えば森林組合が労働の課題をどうのというのは、法律は当然共通して適用となりますけど、課題についてはそれぞれの担当のところ第三セクターについても対応させていただくこととなります。これは国、県のつながりの中で労働分野を地域振興課が持つということで、商工行政と連動しておりますのでこういう形になります。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号 東白川村課設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第1号 東白川村課設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第2号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第7、議案第2号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 安江誠君。

○総務課長（安江 誠君）

議案第2号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成31年3月1日提出、東白川村長。

こちら1枚おめくりいただきますと、改正条文を載せてございますが、説明については新旧対照表の3ページのほうをお願いしたいと思います。

今回の改正につきましては、平成27年に国の国家公務員に適用します寒冷地手当法が新たな気象データに基づきまして支給地域の見直しが行われまして、その際に東白川村は支給地域ではなくなりました。

改正については寒冷地手当を廃止する内容でございますが、この措置につきましては平成29年までは寒冷地手当の支給が継続しておりましたが、30年度から完全になくなりましたので、国に準拠している当該条例についても関連の条文を削除するものでございます。

改正後のほうをごらんいただきますと、第2条、給料でございますが、給料の定義を記載したところでございますが、そちらに出てまいります寒冷地手当の文言を削除いたすものでございます。

それから、23条の3については寒冷地手当支給のことに定めたものでございますが、条項だけ残しまして削除という形で整理をさせていただきたいというふうに考えてございます。

それから4ページのほうへ行っていただきまして、後段のほうになりますが、24条の管理職手当等の支給方法のところにも寒冷地手当の文言が出てまいりますので、削除させていただくものでございます。

それから、25条の休職者の給与に係る条文につきましても、2項、3項のところにも寒冷地手当の文言が出てまいりますので、その分を削除させていただくものでございます。

本文のほうに戻っていただきまして、附則、この条例は公布の日から施行し、30年からですのでもちょっと遡及いたしますが、30年の4月1日から適用する。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第2号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第3号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第8、議案第3号 東白川村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 安江誠君。

○総務課長（安江 誠君）

議案第3号 東白川村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成31年3月1日提出、東白川村長。

1枚おめくりいただきますと、改正条文でございますが、説明については新旧対照表の7ページをごらんいただきたいと思っております。

今回の改正につきましては、支給要件を緩和するものでございます。

第14条の改正につきまして、まず見出しのところ（利率）を、「保証人及び」ということをつけ加えるものでございます。

それから、第1項のところでは、「災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。」と。現行については、この保証人ということ想定はされておりましたが、今回、保証人という扱いが出てまいりました。それで、2項のほうで、保証人を立てる場合については無利子貸し付けがされるということでございます。「無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子」ですが、その後は年1.5%の利子がつくということですが、利子につきましても従前は3%でしたが、1.5%に引き下げになりました、借りやすくなったということでございます。

3項につきましては、保証人の規定ができましたので、第1項の「保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし」ということで、債務負担の連帯保証のことについてうたってございます。

15条の償還等につきましては、従前については半年賦償還しかございませんでしたが、新たに年賦償還、それから月賦償還をつけ加えてきめ細かな対応ができるようになったということでございます。

3項のところでは、法律及びその条文の整備ということでございますが、保証人の関係を削除することと、それから上記法令の改正によります条項、条の改正ということでございます。

それでは本文のほうへ戻っていただきまして、附則でございます。1項で、施行期日はこの条例は平成31年4月1日から施行する。2項で、経過措置は、この条例による改正後の災害弔慰金の支給に関する条例第14条及び14項第3項の規定は、この条例の施行日以降に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸し付けについて適用するというので、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸し付けについては、なお従前の例によるということでございます。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

少しわからないのでお聞きするわけなんですけれども、もともとは全ての場合に特に保証人が必要ない状態で、据置期間が無利子で据置期間後が3%なわけで、今度保証人を立てた場合は、もう据置期間中、据置期間後に限らず無利子が延々と続くという考え方で、これで間違いないでしょうか。

○議長（樋口春市君）

総務課長 安江誠君。

○総務課長（安江 誠君）

おっしゃるとおりでございます。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号 東白川村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第3号 東白川村災害弔慰金の支給等に関する条例の一

部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第4号から議案第10号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第9、議案第4号 平成30年度東白川村一般会計補正予算（第7号）から、日程第15、議案第10号 平成30年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの7件を補正関連により一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 安江誠君。

○総務課長（安江 誠君）

議案第4号 平成30年度東白川村一般会計補正予算（第7号）。平成30年度東白川村一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億9,457万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億6,275万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。平成31年3月1日提出、東白川村長。

おめくりをいただきまして、第1表 歳入歳出予算補正の説明を省略させていただきまして、6ページの第2表 繰越明許費補正をお願いいたします。

第2表 繰越明許費補正。

まず追加でございますが、1款1項総務管理費、第5次総合計画策定事業3万1,000円の繰り越しでございます。総合計画後期基本計画の印刷代でございますが、新元号がわかった時点で元号表示を整理しまして完成させて、4年間継続して使うものでございますので、こちらをさせていただいて印刷したいということで繰り越しさせていただくものでございます。

1款1項総務管理費、CATV情報通信基盤施設FTH整備事業4億467万5,000円の繰り越しでございます。国の補正予算によります事業採択を受けるため、30年度に計上をさせていただきます。今回の補正でございますが、事業につきましては31年度実施となるために繰り越しをするものでございます。

4款1項保健衛生費、保健衛生総務費一般事業3億390万円、診療所の移転工事に係る繰出金でございますが、財源の部分で過疎対策債部分につきましては31年度借り入れとするために繰り越しするものでございます。

6款2項農業費、農業振興費各種補助金事業22万円の繰り越しでございます。被災農業者向け

経営体育成事業補助金で、事業主体が資材の調達の見込みが立たないために繰り越しをして、31年度に交付を行うものでございます。

8款2項道路橋梁費、道路橋梁維持事業 611万6,000円の繰り越しでございます。项目的に3点ございまして、日照木の除去につきましては特殊伐採の事業ということで141万6,000円の繰り越し、それから神矢線の舗装につきまして診療所の工事が完成した後に舗装工事を行いたいということで300万円の繰り越し、村道修繕につきまして、工事箇所が256号線の迂回箇所にありますので、通行に支障を来すということになりましたので、若干おくらせまして行うということでございます。170万円でございます。

8款2項道路橋梁費、社会資本整備総合交付金事業 578万円の繰り越し、国の補正予算で、追加工事で交付決定を受けたものでございますが、交付決定が3月になりますので事業は31年度に行うものでございます。

8款3項住宅費、住宅管理費事業 456万円の繰り越しでございますが、こちらも2点ございまして、シロアリ駆除につきまして空気の入れかえ等が冬期では適さないために繰り越しのものが96万9,000円、それから曲坂住宅の塗装工事につきましても冬期間の工事はちょっと適さないということで、繰り越しをして適正に行いたいということで359万1,000円の繰り越しでございます。

金額の変更になりますが、変更で4款1項保健衛生費で一般廃棄物対策事業を9月のときに臨時会のほうで繰越明許費の設計をさせていただいておりますが、1,000万円の金額でございましたが入札等で金額が確定しましたので897万6,000円に変更させていただくものでございます。繰り越しについては以上でございます。

続きまして8ページ、第3表 地方債補正でございます。

起債の目的で、左側が変更前、右側が変更後になりまして、限度額、起債の方法、利率、償還の方法でございますが、限度額以外の項目については変更がございませんので、限度額の説明をさせていただきます。

公共事業等 3,410万円を 3,150万円で 260万円の減額、限度額の引き下げをするものでございます。

緊急防災・減災事業 1,030万円を 220万円に引き下げするものでございます。810万円の引き下げでございます。ここちょっと大きいですが、説明につきましては歳入のところさせていただきます。

施設整備事業、600万円を限度額にしておりましたが、540万円に引き下げをさせていただくものでございます。60万円の減でございます。

過疎対策事業 4億8,160万円を 7億150万円に引き上げるもので、2億1,990万円の増でございます。

公共施設等適正管理推進事業 900万円の限度額を 850万円に引き下げのものです。

臨時財政対策債事業 6,000万円を 5,564万2,000円に引き下げるものでございます。説明につきましては歳入のほうでさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、11 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の1の総括でございますが、こちらの説明は省略をさせていただきます、13 ページの歳入からお願いをいたします。

2. 歳入。

1 款 1 項 1 目村民税、個人分でございます。補正額のほうが 348 万 8,000 円の追加でございます。現年度課税分 337 万 8,000 円、それから滞納分で 11 万円でございます。

2 目の法人分 60 万円の追加、現年度分で法人税割でございます。いずれも決算見込みによります追加でございます。

1 款 2 項 1 目固定資産税、補正額のほうが 297 万円の減額でございます。現年度分については 350 万円の減額、家屋でございます。滞納繰越分については 53 万円の追加でございますが、決算見込みによるものでございます。

1 款 3 項 1 目軽自動車税、補正額のほうが 10 万円でございます。決算見込みによる増でございます。

9 款 1 項 1 目地方交付税、補正額のほうが 3,640 万 5,000 円ということで、これは収支のバランスをとるものでございます。

11 款 2 項 3 目で民生費負担金でございますが、補正額のほうが 28 万 3,000 円でございます。4 節の老人福祉費負担金で養護老人ホームの入所者負担金が入所者の増によります増、それからヘルパーのほうでは利用者の減によります 4 万 2,000 円の減額でございます。

12 款 1 項 2 目で総務費使用料、補正額が 1 万 5,000 円の減額でございますが、エトピアの住宅の使用料で決算見込みによるものでございます。

3 目民生費使用料で 15 万 3,000 円の減額でございます。老人福祉費でございますが、せせらぎ荘の使用料、それぞれ決算見込みによる減でございますが、居室利用料につきましては 15 万ほどの追加でございます。

8 目で土木費使用料 101 万 7,000 円の減額でございます。それぞれ村営住宅に係ります決算見込みによります増減でございます。

10 目で教育費使用料 2 万 3,000 円の追加、テントの使用料でございますが、新規貸出分 1 件でございます。

続きまして、13 款のほうへ参りまして、13 款 1 項 3 目民生費国庫負担金、補正額のほうが 195 万 4,000 円の減額でございます。保健福祉の関係で障害者自立支援、医療費、入所給付等の扶助費の負担金でございますが、決算見込みによります増減でございます。

4 目で衛生費国庫負担金 4 万 7,000 円の追加でございますが、予防費のところ未熟児の養育医療費の国庫負担金、交付決定を 1 名分受けまして追加で交付されるものでございます。

13 款 2 項 2 目総務費国庫補助金、補正額のほうが 1 億 6,288 万円でございます。説明のほうへ行っていただきまして、地方創生の交付金につきましては 46 万円の減額で決算見込みでございます。それから、新しい事業でケーブルテレビ事業者の光ケーブル化緊急対策事業補助金ということで 1 億 6,334 万円を交付予定させていただいております。

3目で民生費国庫補助金8万2,000円の追加、3節のほうでは地域生活支援、障害者総合支援のほうでそれぞれ決算見込みになります増減でございます。5節のほうでは1万6,000円で、子ども・子育ての関係で支援と、それから病後児保育でそれぞれ増減でございます。

4目で衛生費国庫補助金82万6,000円の減額でございます。浄化槽の補助金の減額でございます。

8目で土木費国庫補助金487万3,000円の減額、土木費のほうでの住宅の耐震診断、耐震補強、それぞれ決算見込みによります減額でございます。それから、その下へ行きまして2節のほうで道路橋梁費には462万円の減額でございますが、防災安全事業、決算見込みによります減額でございます。

14款1項3目民生費県負担金で補正額のほうが9万9,000円の減額でございますが、後期高齢者の基盤安定、それから障害者の自立支援のほうでそれぞれ決算見込みによります増減でございます。

4目衛生費県負担金については3万3,000円、予防費で未熟児の医療費でございますが県の負担金でございます。

8目で土木費県負担金163万3,000円の減額でございます。地籍調査の負担金でございますが、それぞれ決算見込みによります減額でございます。

14款2項3目民生費県補助金、補正額が32万6,000円の減額。1節で人権施策推進指針の作成補助金28万円の減、決算見込み。3節では地域生活支援のほうで補助金9万7,000円の減、5節では5万1,000円の追加でございますが、子ども・子育ての関係で増減と、それから岐阜県第3子以降の保育料の無料化ということで、途中で入所された方を対象に1名申請を行いまして3万5,000円をいただけるものでございます。

4目で衛生費県補助金でございますが、37万2,000円の減額、予防費のところでは自殺予防の補助金4万2,000円の追加、廃棄物対策のほうでは41万4,000円で浄化槽の補助金の減額でございます。それぞれ決算見込みでございます。

14款2項6目で農林水産業費県補助金、補正額のほうが452万4,000円の減額でございます。説明のほうへ行っていたきまして、農業費補助金では174万4,000円で農業委員会の交付金から中段あたりの新規就農者サポート事業までは決算見込みによります減額となっておりますし、環境保全型農業から最後の耕作者協力金交付金事業補助金まで、決算見込みによります追加でございます。2節で林業費補助金では278万円の減額ということで、病虫害から林業の橋梁点検まで決算見込みによります減ですが、自伐林家型については若干多く130万円ほど減額ということでなっております。

7目で商工費県補助金29万円の減額でございます。地域おこし協力隊の定住促進の補助金でございます。

8目で土木費県補助金46万1,000円の減額でございます。土木のところでは住宅の耐震診断、耐震補強の関係、それから国県道の樹木の伐採事業、それぞれ決算見込みによります減額でございます。

す。

10 目で教育費県補助金 10 万 8,000 円の減額、放課後子ども教室の補助金ですが、決算見込みによります減でございます。

14 款のほうに参りまして、3 項 2 目の総務費県委託金でございますが、補正額のほうが 55 万 2,000 円の追加でございます。4 節で選挙費委託金で 78 万 2,000 円の追加、県議会選挙の委託金でございます。4 月の投開票の県議会選挙に係るものでございます。5 節で統計調査費県委託金 23 万円の減額でございます。それぞれ決算見込みによります減ということでございます。

8 目で土木費県委託金 3,000 円の減、リバー・サポーターの委託金 3,000 円が減額でございます。

15 款 1 項 2 目で利子及び配当金で補正額が 29 万 8,000 円の追加でございます。それぞれの基金の利子でございます。定期で積んでございますので、満期になりますこの時期に補正をさせていただくということでございます。財政調整基金から太陽光の基金までということでございますが、真ん中に地域福祉基金利子についてはマイナスの 1 万 4,000 円になってございますが、当初にこの基金については扱いが果実運用基金ということで当初予算に利子を見込んでおりまして、その分が若干減りまして減ということでございます。

次のページへ行っていただきまして、16 款 1 項 2 目で指定寄附金、補正額が 1,759 万 3,000 円でございます。2 節総務費の指定寄附ではふるさと思いやり基金の指定寄附で 1,753 万 3,000 円ほどでございます。3 節のほうでは、社会福祉施設整備指定寄附金ということで陰地の安江忠昭様からいただいております。4 節では衛生費の指定寄附ということで、環境整備の指定寄附ということで千葉県の伊藤様からいただいております。6 節で農林水産業費の指定寄附金、豊かな森づくり基金でございますが、当初予定しておりました企業様 1 社、御寄附が見込めなくなったということで減額をしてございます。10 節で教育費指定寄附金が 5 万円で、久須見の古田様からいただいております。

17 款のほうへ行きまして、1 項 1 目で財政調整基金繰入金、補正額のほうが 4,000 万円の減額でございます。これは 30 年度予算の執行の繰り越し見込みを立てまして、若干繰り入れなくても済むということになってまいりましたので繰り入れを減らすものでございます。

18 款 1 項 1 目で繰越金のほうで補正額が 1,659 万 7,000 円ということで、財調の繰り入れが減ったところで、こちらのほうで若干調整をさせていただく部分がございます、この分については収支のバランスをとるものでございます。

19 款 2 項 1 目で村預金利子ということで 1,000 円でございますが、歳計現金の利子ということで、基金の利子と扱いが違いまして通常扱っております貯金の利子についてはこちらのほうで管理をしてございます。

19 款 4 項 4 目雑入でございます。補正額が 1,147 万円の追加でございます。フォレストスタイル使用料の 70 万 9,000 円から下の地域おこし協力隊の模擬販売収入の 56 万 2,000 円まで、それぞれ決算見込みによります追加でございますが、真ん中あたりにサマージャンボ、ハロウィンジャンボの宝くじの振興協会交付金がこの時期にいただけるということで、当初見込んでおりませんでしたの

で補正をさせていただきます。

次のページへ行っていただきまして、20 款で村債でございます。

20 款 1 項 2 目で、総務債のほうでは 2 億 3,200 万円の追加でございます。説明のところで、ちょっと表示のほうが同じ名称になってございますが、上の段の F T T H につきましては実施計画の確定の分で 570 万円の減額、それから工事のほうで 2 億 3,770 万円の追加で起債を予定してございます。

4 目で衛生債につきましては 110 万円の減額で、ごみ収集車の関係でございます。

6 目で農林水産業債 1,000 万円の減額で、過疎対策事業債のほうで中山間地域の総合整備事業、それから営農機械の整備事業のほうの減額でございます。それぞれ決算見込みによります調整でございます。

8 目で土木債 310 万円の減額。こちらは公共事業等債のほうで急傾斜地の負担金の充てるもの、それから防災安全の事業に充てるもの、それぞれ減額と追加でございます。8 節で公共施設の適正管理推進事業債でございますが、50 万円の減額でございます。

9 目消防債のほう 930 万円の減額ということで、小型動力ポンプで過疎対策事業債と施設整備事業債、2 つの抱き合わせで 1 台のポンプに借りてございますが、それぞれのところで減額でございます。それから、6 節で緊急防災・減災事業債 810 万円の減額ということで、ちょっとこちらのほうは J アラートの新型の機器の整備で当初の借り入れが 1,030 万円を予定していましたが、実際、いろいろ県との協議で対象となるところが本体の機器のみということで、通信部分については起債の対象外ということがわかりまして、当初は事業の概要について概算で協議をしておりました、最終、詰めのところへ来ましてだめですよということになりまして、大変この決定についてはちょっと借り入れが大きく減りまして申しわけないんですけれども、どうしても最後の最後の協議へ行くと、向こうの担当の方もかなりチェックが細かくなってくる場合がございます、こういう結果になりましたのでお願いをしたいと思います。内容につきましては、新型の受信機とその作業費用については対象ですが、文字放送の連携装置の更新、それからモニターやスイッチについては対象にならないということになりまして減額をさせていただくものでございます。この差額につきましては一般財源で対応するということになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

10 目で教育債で 40 万円の減額でございますが、はなのき会館の大規模改修の減でございます。

13 目で臨時財政対策債 435 万 8,000 円の減でございますが、これは普通交付税の算定の中で明らかになってくるもので、当初は国の当初に出ます地域財政計画とかで大体の見込みをするわけですが、実際計算をしまして出しましたら若干の減、借入限度額が 6,000 万円以下であったということで減らさせていただくものでございます。

続きまして、3 の歳出のほうへ参ります。

2 款 1 項 1 目で一般管理費、補正額のほうが 1,632 万 6,000 円の追加でございます。説明のほうへ行きまして、総務一般管理費で 1,647 万 5,000 円の追加でございますが、賃金のところで 128 万円の減額、決算見込みということで、当初見込みでおったより勤務日数が少なかったということで

減、それから一部農業費のほうで補助対象になるということがわかりまして組み替えさせていただきまします。需用費のところでは、ふるさと納税の振り込み用紙1万9,000円ですが、増刷ということで、用紙が少なくなったということがございますし、役務費のところではふるさと納税のクレジットの決済、これも決算見込みによる追加でございます。備品購入のところでは庁用備品でございますが、総務課で書類整理のための書庫を2台ほど買わせていただきたいということで6万1,000円でございます。積立金についてはふるさと思いやり基金の寄附分、11月から1月分の積み立てでございます。全体では4,300万円ほど、今のところの御寄附をいただいた形になってございます。総務管理費の各種負担金のところでは、公共交通の白川との協議会でございますが、14万9,000円、決算見込みによります減でございます。

2目で文書広報費については財源補正でございます。県からの手数料をいただいております。

3目で財政管理費で30万5,000円の追加、積立金ということで財政調整基金、減債基金の積立利子と、若干管理しやすくするために一般財源をつけまして丸めまして積み立てするような管理をしてございます。

5目で財産管理費、こちら財源補正ということで土地開発基金の利子でございますが、基金によって利子を積み立てる基金、それから積まない基金といろいろございまして、土地開発基金については積みませんので財源のみ補正ということでございます。

6目で企画費で340万2,000円の減額でございますが、報酬で5万円の減ということで、裏のほうへ行っただきまして、行政改革推進委員さんの報酬を見込んでおりましたが、ずうっと会議を開催せずに書面によります意見聴取を行わせていただいたということで、この報酬については不用になったということで減額するものでございます。賃金、空き家のデータの作成の臨時賃金ですが、当初で職員のOBの方をお願いする予定でしたがちょっと確保ができなかったということで、現有の職員で少しずつやっておるということで、その分の賃金24万円の減でございます。報償費は講演でございますが、事業費の確定によります減でございます。再生可能エネルギーにつきましては財源補正、利子の補正でございます。結婚推進員につきましては、イベント講師の謝金で8万円の減額でございますが、こちら当初、結婚相談員さんの独自の企画イベントを計画しておりましたが、ちょっと立案ができなかったということで減額でございます。みのかも定住自立圏取組事業154万円の減額でございますが、それぞれエリアサービスから招くツアーまで事業費の確定によります減額でございます。定住促進補助金ですが、140万2,000円の減額。これも事業費の確定によります減でございます。

10目で地域情報化事業費3億9,807万円の追加でございます。まずCATV一般事業のほうでは9万7,000円の減額ということで、普通旅費、それからインターネットの接続料、技術研修の負担金、それぞれ事業費の確定によります増減でございますが、インターネットの接続については役場関係棟の分について若干不足をしたということでございます。CATVの審議会の開催費でございますが、番組審議会等、これも決算見込みによります5万2,000円の減額でございます。番組制作のほうも3万4,000円の追加で、若干臨時雇用のほうの賃金が見込みで不足をしまりました

ので追加させていただくものでございます。機器管理のほうでは76万6,000円の減額でございますが、電気料については17万4,000円の追加でございますが、単価のアップに係るものでございます。あとは役務費から使用料、工事請負費、それから負担金まで、決算見込みによります減額でございます。

次のページへ行っていただきまして、F T T Hの整備事業でございます。3億9,895万1,000円の追加でございます。手数料のところ、共架の申請ですが、補助対象分につきまして追加をさせていただくものでございます。それから、委託料のところについては歳入のほうで出ましたけれども、実施設計の委託料については事業費の確定によりまして572万4,000円の減額、それから監理業務につきましては補助対象でございますが493万7,000円の追加、工事請負費について3億9,533万1,000円の追加でございます。光化工事でございます。あとは電柱の改修費で439万3,000円の追加でございます。再三同じような説明をしておりますが、国の30年度の補正予算で対応しましたので、事業については31年度繰り越しでございます。

12目の地方創生事業費でございますが、700万2,000円の減額でございます。東白川ファンを核とした村内製品の販売促進事業では150万円の減額ということで、報償費、旅費、需用費、委託料、使用料、それぞれ決算見込みによります減額でございます。地方創生の雇用促進事業についても101万4,000円の減額でございますが、補助金のところで従業員と雇用促進の奨励助成金でございますが、決算見込みでございます。耕作放棄地も奨励補助金のほう12万3,000円の減額ですが、事業費の確定によりますものでございます。フォレストスタイル事業のほうも436万5,000円の減ということでございますが、記念品から消耗品と写真の関係、それからシミュレータの関係、それぞれ事業費の確定によります減額でございます。

2款2項1目で税務総務費6万4,000円の追加でございます。臨時雇用のところで、これは通勤手当の対象が発生になったということで追加をさせていただきます。

27ページのほうへ行っていただきまして、2目で賦課徴収費で57万3,000円の追加でございますが、村税の還付金3件分でございます。

2款4項7目で岐阜県議会議員選挙費でございますが99万3,000円でございます。3月29日告示の4月7日投開票に決定をしまして、30年度の執行分についてそれぞれ報酬のところから投開票の管理者、立会人の方の報酬からポスターの掲示板のリース料等まで、それぞれ必要の事務費について計上をさせていただきまして、4月以降の分については31年度予算のほうで計上をさせていただきます。

2款5項1目で統計調査費23万6,000円の減額でございますが、それぞれ決算見込みでございます。学校基本調査、農林業センサス、輸出統計については財源補正、県の委託料の減でございますし、経済センサスの文具類2万8,000円、工業統計調査費も5万4,000円の減で報酬と需用費、住宅・土地統計については5万7,000円の減ということで、こちらも報酬等の減額でございます。

3款1項1目で、住民福祉費で補正額58万7,000円の追加でございます。説明のほうで、住民福祉費一般のほうでは職員手当、まだちょっと若干あちこちで人件費の微調整をさせていただきますの

で、済みませんがよろしく願いいたします。人権・同和啓発事業のほうでは 51 万 2,000 円の減額でございます。指針の作成業務の委託料ですが、事業費の確定でございます。国民健康保険の繰出金ですが、法定内で 143 万 9,000 円の追加でございますが、人件費とか基盤安定分に係るものでございます。後期高齢者医療費 35 万 9,000 円の減額でございますが、広域連合の負担金に係る確定によります減額でございます。

3 目で保健福祉費 254 万 5,000 円でございます。介護保険の特別会計の繰出金でございますが、地域支援・介護予防分について 11 万 3,000 円、決算見込みによる追加でございます。保健福祉費一般では、社会福祉施設整備基金の積立金ということで利子分と、それから寄附金をいただいた分を積み立てするものでございます。障害者地域生活支援事業でございますが、2 万 8,000 円の追加でございます。自動車の運転免許の取得の助成金については申請が 1 件ございましたので追加をさせていただくもの、扶助費につきましては移動支援ですとか日中支援でございますが、決算見込みによります減額でございます。障害者自立支援で 240 万 3,000 円の追加でございます。まず委託料のところではシステムの減額、それから扶助費については 175 万 8,000 円の追加でございますが、それぞれ決算見込みでございます。償還金、利子及び割引料 90 万 5,000 円、追加でございますが、前年度の精算に係ります国や県の補助金の精算で、追加でお支払いをするものでございます。

次のページ、説明のところ福祉生活支援事業のところ、つちのこ商品券ですが 10 万円の減額、決算見込みでございます。障害児通所支援のところでは財源補正、国の補助金が若干減っております。

4 目で老人福祉費 145 万 2,000 円の減額でございます。説明のほうで、高齢者等外出支援のところ 50 万円、臨時雇用賃金について 50 万円の減額、決算見込みでございます。老人ホームについては財源補正、入所者の負担金が追加になっております。軽度生活援助のところでは 29 万 2,000 円の減、ホームヘルパーの派遣、決算見込みでございます。生きがい対応デイサービス、65 万円の減額、これも決算見込みによります減でございます。生活援助員については財源補正と、それから包括支援についても同じく財源補正で利用料ですとかケアプラン料でございます。高齢者共同住宅のほうでは、委託料の減ということで、ナイトデイの利用がなかったということで 1 万ですが減額としております。

3 款 2 項 1 目で児童福祉総務費 101 万 1,000 円の減額でございます。子育て支援の総合推進事業で 41 万 1,000 円の減額、賃金、それから病児・病後児の保育看護手数料等、それから補助金のところでは 30 万円の減ということで、それぞれ決算見込みでございます。償還金、利子及び割引料は過年度の交付金の返還金ということで、29 年度の精算に係るものでございます。余分にいただいておったということでございます。子育て支援室運営事業で 60 万円の減ということで、臨時保育士の賃金、これも決算見込みによります減額でございます。

2 目で認可保育所費で 155 万 4,000 円の減額でございます。みつば保育園運営費でございます。臨時保育士の賃金、160 万円の減、それから水道使用量で 6 万 5,000 円の追加となっておりますが、ちょっと漏水が確認をされまして、メーターが上がったということで、原因がそちらのほうでござ

います。委託料のほうで、給食の委託料 100 万円の減、決算見込みでございます。工事請負費のところ未満児のトイレの給水管の改修ということで、こちらのほうは漏水工事ということで水道の使用量と連動していますが、ということで対応したいということで、現在は止水栓をとめることによって漏水が出ないように対応をしております。

4 款 1 項 1 目で保健衛生総務費 2,223 万 3,000 円の追加でございます。保健衛生総務費一般のほうで当該の金額でございますが、積立金のところでは社会福祉医療施設整備基金の積立金、これは利子の積み立て 15 万円でございます。繰出金のところで運営費の繰り出しが 20 万 6,000 円、これは人件費とかの補正分、特別会計で御確認いただきますが、の分でございます。それから施設整備の繰出金が 2,187 万 7,000 円の追加で移転工事に係る財源としての繰り出しでございます。

2 目で予防費は補正額ゼロで、それぞれ財源補正でございます。

5 目で環境対策費 35 万 8,000 円の減額でございますが、環境総務費のところでは人件費の微調整ということで 13 万 8,000 円の追加、自然保護事業のほうで 49 万 6,000 円の減額でございます。それぞれ看板の作成等補助金でございますが、決算見込みによります減でございます。

6 目で廃棄物対策費 234 万 6,000 円の減額でございます。一般廃棄物対策事業では収集車の事業費の確定によります減額 102 万 4,000 円、生活排水対策のほうでは浄化槽の補助金、それから合併浄化槽の切りかえの補助金、それぞれ決算見込みによります減額でございます。

6 款でございます。6 款 1 項 1 目で農業委員会費、補正額 3,000 円でございます。説明のほうで、農業委員会活動費は財源補正、それから農業者年金のところ 3,000 円の減、決算見込みによります減でございます。

2 目で農業総務費 3 万円の追加でございますが、人件費で共済費で調整をしております。

3 目で農業振興費で 267 万 8,000 円の減額でございます。農地銀行活動のほうで臨時雇用賃金 13 万 9,000 円の追加でございますが、新たに補助対象とできるということになりましたので、総務費のほうから組み替えをさせていただきます。耕作放棄地の対策事業では、流動化の奨励金でございますが 6,000 円の追加でございます。決算見込みでございます。園芸振興対策のほうでは、次のページへ行っていただきまして、あすなろ塾長の支援補助金でございますが 60 万円の減、決算見込みでございます。数量調整のほうは財源補正、農業振興費の各種補助金につきましては、野猪の防護柵から農業用施設災害復旧補助金までそれぞれ増減でございますが、下から 2 つ目の協力金につきましては面積の増、それから災害復旧については新規の 1 件ということで、白川町と連動して交付するというので今回出させておっていただくものでございます。茶業振興対策事業のほう、83 万 9,000 円の減額でございます。それぞれ茶樹の改植から防霜施設まで事業費の確定によります減でございます。各種負担金については、農業共済の負担金、事業費の額の確定によります減で 31 万 3,000 円でございます。経営所得安定のほうは財源補正、新規就農のほうでは青年就農給付金でございますが 35 万 1,000 円、決算見込みによります減でございます。環境保全型農業も同じく補助金で 1 万 1,000 円の追加でございますが、決算見込みでございます。

4 目で農業構造改善事業費 3 万 7,000 円の追加、農業構造改善事業の一般のほうでシステム修繕

料で8万5,000円の追加でございますが、五加センターの火災報知機の修繕の不足分ということで8万5,000円の追加でございます。気象情報につきましては、修繕料4万8,000円減額でございます。

7目で農地費1,140万8,000円の減額でございます。農地総務費のほうで、委託料のところでは県営農道の実施設計の委託料と、同じく実施計画の作成料の減でございます。それから県単農業用配水工事も104万6,000円の減、負担金のところで904万5,000円の減ということで、中山間等の負担金でそれぞれ決算見込みによります減額でございます。

続きまして、次のページで6款2項で林業費でございます。

1目林業総務費9万9,000円の減でございますが、豊かな森づくり基金の減額ということで利子分が1,000円追加と、企業の寄附分10万円の減額ということで差し引き9万9,000円の減でございます。

2目で林業振興費264万8,000円の減でございます。説明のほうへ行っていただきまして、一般林業振興費33万9,000円の減、林業振興補助金の確定によります減でございますが、森林組合の測量ソフトに対します補助でございます。有害鳥獣の捕獲で100万円の減、これも決算見込みでございます。村有林管理事業のほうでは、山林購入費51万6,000円の追加でございますが、全協で説明させていただきました後山の山林購入でございます。企業参加型の森林整備推進事業20万7,000円の減額でございますが、造林の作業指導料ということで緑化推進委員会のほうの負担というに見直しをさせていただいて、補助のほうは減額にしてございます。枯損木については財源補正、自伐林家型の森林整備につきましては、補助金でございますが161万8,000円の減額、事業費の確定でございます。林地台帳のほうでは県の補助金で減額で、財源補正でございます。

3目で林道総務費115万7,000円の減額でございます。林道の橋梁点検の診断料でございますが、事業費の確定によります減額でございます。

7款1項1目で商工振興費で8,000円の追加でございますが、一般のほうで人件費でございます。微調整をさせていただきまして。

2目で地域づくり推進費で123万3,000円の追加でございます。説明のほうで、建築技能者確保対策事業で39万3,000円の減。こちらのほうは職業能力開発校の補助金でございますけれども、相手先さんのほうがハローワークの補助が受けておられるということで、こちらのほうについてはその分を調整したということでございます。イメージアップ事業のほうは、財源補正、地域おこし協力隊事業のほうで129万1,000円の減額でございます。それぞれ臨時雇用の賃金から旅費、需用費のところでは3万円ほど追加がございますけれども、負担金まで決算見込みによります減額ということでございます。補助金のところで地域おこし協力隊の住宅の補助金で27万9,000円を追加してございますが、新規の協力隊さん3名を迎え入れるに当たりまして、3月から入居されるということで、そちらのほうの補助金を使って予算措置しております。村内製品の販売促進事業350万円の追加、思いやり寄附金のお礼でございますけれども、決算見込みによります増でございます。地域おこし協力隊の定住促進事業のほうの補助金、58万3,000円の減額でございます。事業費の確

定によります減でございます。

次のページで、8款1項1目で土木総務費、補正額のほうが53万5,000円の追加でございます。公共施設の自主修繕事業のほうで補助金を追加してございます。1件、新規の申請があったということで、大明神の高砂会館の舗装の修繕工事でございますが、そちらに対する補助でございます。

2目で地籍調査費41万7,000円の減額でございます。負担金事業のほうでは財源補正、交付金事業のほうで委託料のほうで減額、それから対象外のほうですけれどもシステムの保守委託料のほうで減額でございます。決算見込みでございます。

8款2項1目で、道路橋梁維持費で補正額が625万5,000円の減額でございます。道路橋梁維持事業のほうで83万7,000円の追加でございます。まず委託料のほうで村道の除雪業務の委託料で70万円でございますが、雪は降らなかったわけですが凍結が心配されたということで融雪剤のほうは想定以上にまいたということで、増額をしてございます。工事請負費のほうでは、神矢線の道路改良工事については事業費の確定、それから小規模の修繕の単価契約のほうで210万円の追加をさせていただきますが、工事の要望箇所が若干出たということで、原材料費30万円と合わせまして追加をしてございます。負担金のところでは、県道の改良・舗装の負担金でございますけれども、事業費の確定によります減額、90万4,000円でございます。道の駅では、NHKの放送受信料の減額でございますが、テレビを廃止したということで若干の減額をしてございます。防災安全交付金事業のほうでは657万9,000円の減額ということで、委託料のほうで魚戸線の登記と、それから法的点検に係る委託料、それから大口橋の調査設計、それから大口橋の補修工事、それぞれ事業費の確定によります減額でございます。公共施設等適正管理推進事業のほうも、村道の路面修繕で同木林線ほかでございますけど49万7,000円などで事業費の確定でございます。

それから、8款3項1目で住宅管理費でございます。補正額のほうが88万7,000円の減額でございます。住宅管理費のほうで委託料、木造住宅耐震診断のほうと耐震補強、申請がございませんでしたので、ここは皆減ということでございます。

8款4項1目で河川砂防費360万円の減額でございますが、急傾斜地のほうの負担金が早く決まってきましたので、その差額分360万円の減額でございます。

9款1項1目で非常備消防費でございます。9万6,000円の追加でございます。報酬で、出動手当ということで、1月23日に中通火災が発生しまして、そちらのほうの出動手当64名分でございます。備品購入費は小型動力ポンプの事業費の確定によります減、55万円でございます。防災センターの施設管理者賃金10万3,000円の減でございますが、ちょっと事情がございまして管理委託から村の直接管理に変更しましたので不用な賃金を減額したものでございます。

3目で災害対策費103万9,000円の減額。全国瞬時警報システムの減ということで103万9,000円、事業費の確定でございますが、先ほど言いましたように、財源のところでは地方債のところが大きく810万円の減で、その分一般財源のほうで700万円ばかり増という形になりましたので、よろしくをお願いをしたいと思います。

10款1項2目で事務局費、補正額が22万4,000円の追加でございます。これも人件費の微調整

でございます。

10 款 2 項 1 目学校管理費、補正額のほうが 2 万 9,000 円でございます。小学校の施設営繕のところで修繕料 32 万 9,000 円の追加でございますが、こちらのほうも高架水槽の水道管によります漏水が発生をしまして、そちらのほうの修繕対応の費用でございます。スクールバスの管理費では 30 万円の減額ということで、運転手さんの賃金は減額で、消耗品は追加でございますが、消耗したタイヤの交換でございますけれども費用が不足したということで 20 万円を追加させていただくものでございます。

2 目で教育振興費 12 万 1,000 円の追加でございます。教育振興費の賃金で、特別支援教育支援員さんの賃金が 10 万円の追加で、勤務日数が若干ふえましたので追加をさせていただくものでございます。小学校就学援助費のほうでは 2 万 1,000 円追加、こちらも決算見込みによります追加でございます。

10 款 3 項 1 目学校管理費 7 万 7,000 円の追加、中学校のほうでございます。通信運搬費のところで、電話料でございますが 2 万 5,000 円の追加、それから積立金のところでは基金の積み立てでございます。利子分で 1,000 円でございます。それぞれ決算見込みでございます。施設営繕費のところでは、備品購入費で棚を 5 万 1,000 円で整備ということでございますが、寄附金をいただいたものの活用ということで、優勝旗が入っております棚でございますけれども再整備をしたいということで、若干今のやつがガラス張りで廊下にあるということで、危険ということもございまして再整備をしたいというものでございます。

10 款 3 項 2 目で教育振興費 7,000 円の減額でございますが、就学援助費等の追加、減額でございます。決算見込みでございます。

10 款 4 項 1 目社会教育総務費で 20 万 8,000 円の減額でございます。説明のほうで、社会教育総務費一般のほうでは研修の負担金の減額でございますが、東海北陸研修が不参加となりましたので減額させていただくものでございます。放課後子ども教室は 10 万 8,000 円の減額で、コーディネーターさん等の謝礼、それから費用弁償、保険料、それぞれ決算見込みによります減額でございます。

2 目で公民館費 99 万 6,000 円の減額。公民館総務費で講師の謝礼で 10 万円減額でございます。決算見込みでございます。

45 ページで、はなのき会館管理費で 89 万 6,000 円の減額でございますが、電気料で 50 万円、それから工事の監理委託料と、それから特定建築物定期報告書作成の委託料、それぞれ決算見込みでございます。工事につきましては 15 万 7,000 円の減額、事業費の確定等によるものでございます。

10 款 5 項 1 目保健体育総務費のほうでは、補正額ゼロで、財源補正でございます。保健体育総務費一般でございます。

それから、2 目のほうで体育施設管理費のほうで 10 万円の減ということで、電気料 10 万円で決算見込みによります減でございます。

一般会計は以上でございます。

○議長（樋口春市君）

村民課長 今井明德君。

○村民課長（今井明德君）

議案第5号 平成30年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。平成30年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,848万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成31年3月1日提出、東白川村長。

2ページからの歳入歳出予算補正と事項別明細書の説明を省略させていただきまして、7ページから説明させていただきます。

2. 歳入。

4款1項1目利子及び配当金、補正額は2,000円の増でございます。国民健康保険の基金利子と国保の高額医療費の貸付基金利子、それぞれ1,000円を補正するものでございます。

5款1項1目一般会計繰入金、補正額は143万9,000円の増額でございます。保険基盤安定繰入金の保険料軽減分、同じく保険者支援分につきまして99万7,000円、11万4,000円、それぞれ算定修正の必要があったための追加で補正させていただくものでございます。職員給与等繰入金につきましては32万8,000円を追加補正させていただくものでございます。

5款2項1目国民健康保険基金繰入金、補正額263万6,000円の減でございます。これにつきましては、現在の基金残額と合わせるための減額補正でございます。

6款1項1目繰越金、補正額125万1,000円の増でございます。収支のバランスをとるためでございます。

9ページをごらんいただきたいと思います。

3. 歳出。

1款1項1目一般管理費、補正額14万9,000円の減ということで、説明欄を見ていただきまして、職員手当等で15万円の減、共済費で1,000円の追加ということで合計14万9,000円の減額でございます。

7款1項6目特定健康診査等負担金償還金、補正額は20万5,000円の追加でございます。12月補正で増額の上、追加させていただきましたけれども、国庫分を当時やらせていただきましたので、今回は県への償還金分を追加で補正させていただくものでございます。

国民健康保険につきましては以上でございます。

続きまして、議案第6号 平成30年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第3号）。平成30年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ89万8,000円

を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,721万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成31年3月1日提出、東白川村長。

こちら2ページからの歳入歳出予算補正と事項別明細書を省略させていただきまして、7ページから説明させていただきます。

7ページをお願いします。

2. 歳入。

1款1項1目第1号被保険者保険料、補正額は22万9,000円の減でございます。説明欄をごらんいただきまして、現年度の特別徴収保険料の決算見込みによります減額でございます。

3款2項1目調整交付金、補正額は7万6,000円の増。続きまして2目の地域支援交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）18万円の増ということで、この2つにつきましては歳出のほうの通所型サービス費の増額をお願いするための増額でございます。

6目保険者機能強化推進交付金、補正額は39万9,000円の増でございます。こちらのほうは12月補正で1万円で新しい補助金、交付金ということで頭出しさせていただきましたけれども、額が確定しましたので増額補正させていただくものです。あわせて、歳出のほうで、当初は基金のほうに積み立てる予定でしたが、基金積み立てではなくてそれぞれの事業に充当していくということで、あわせて財源補正もさせていただきますのでお願いいたします。

4款1項2目地域支援交付金、補正額は24万3,000円増ということで、こちらも地域支援交付金のほうの増額でございます。

5款2項1目地域支援交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、補正額は11万3,000円の増、続きまして6款1項2目地域支援繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）、補正額が11万3,000円の増ということで、これらにつきましては通所型サービス事業費の増額に伴い、それぞれの負担区分に応じた増額をお願いするものでございます。

10款1項1目利子及び配当金、補正額は3,000円。介護給付費準備基金利子を積み立てるものでございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。

9ページ、3. 歳出。

4款1項1目介護給付費準備基金積立金、補正額は2,000円の減でございます。特定財源をごらんいただきまして、国県支出金のほうで1万円の減額となりますけど、こちらは先ほど申し上げました保険者機能強化推進交付金を12月補正で充当しておりましたので、その分の充当をなくすものでございます。その他3,000円につきましては基金利子でございます。

5款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費、補正額は90万円の追加でございます。説明欄を見ていただきまして、訪問型サービス事業費につきましては財源充当ということで、先ほどの保険者機能強化推進交付金のほうを9万1,000円充当し、一般財源を9万1,000円減額するものでございます。通所型サービス事業費90万円の追加でございます。こちらは事業費不足が見込まれ

るための増額補正をお願いするものでございます。特定財源のところ、こちらのほうは調整交付金、国・県からの交付金、推進交付金等を充当しておりますし、その他のところで社会保険報酬支払基金からの資金と村からの繰入金を充当していただきます。高額介護予防サービス費（総合事業）は同じように保険者機能強化推進交付金の充当でございます。

2目の介護予防ケアマネジメント事業費から一番最後、5款4項1目の審査支払手数料につきまして、これらの項目につきましては保険者機能強化推進交付金を財源充当するものでございまして、いずれも補正額はゼロになっております。

介護保険特別会計は以上でございます。

○議長（樋口春市君）

建設環境課長 有田尚樹君。

○建設環境課長（有田尚樹君）

議案第7号 平成30年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第5号）。平成30年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ276万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,889万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。平成31年3月1日提出、東白川村長。

2ページから3ページまでを省略し、4ページをごらんください。

第2表 繰越明許費。

2款簡易水道事業費、1項簡易水道建設事業費、事業名、簡易水道建設事業（単独事業）、金額、531万6,000円。これは大明神山元橋のかけかえ工事に伴う水道管の移転工事分です。可茂農林事務所発注の山元橋工事の進捗にあわせ繰り越しをお願いするものであります。

それでは、5ページから7ページを省略させていただいて、8ページをごらんください。

2. 歳入。

1款2項1目手数料、補正額2万円の増。給水装置審査・検査の手数料の滞納分と、給水装置工事事業者の指定手数料です。

3款1項1目繰越金、補正額347万6,000円の増。前年度繰越金でございます。

4款1項1目利子及び配当金、補正額1,000円の増。簡易水道基金からの運用益です。

9款1項1目雑入、補正額626万円の減であります。大明神山元橋日向杉林線及び国道256号の工事による水道管移転補償費の確定によるものです。

10ページをごらんください。

3. 歳出。

1款1項1目一般管理費、補正額1,000円の増。共済費、人件費の補正です。

2款1項1目東白川簡易水道建設事業費、補正額237万6,000円の減。説明をごらんください。簡易水道建設事業（単独事業）、工事請負費、大明神農道水道管布設替工事194万4,000円の減、事業費確定による減額です。なお、この工事については、先ほどの繰越明許となっております。簡易水道建設事業（補助事業）、委託料、曲坂水系生活基盤近代化調査設計委託料43万2,000円の減。事業費の確定であります。

3款1項1目施設維持管理費、補正額38万8,000円の減。説明をごらんください。施設維持管理費、委託料、水道管路図デジタル化委託料21万円の減、これも事業費の確定であります。続いて、工事請負費、大明神浄水場ろ過池覆蓋修繕工事17万8,000円の減、事業費の確定分でございます。このろ過池の覆蓋工事については本年度で完了でございます。

続いて、下水道特別会計の説明をさせていただきます。

議案第8号 平成30年度東白川村下水道特別会計補正予算（第4号）。平成30年度東白川村下水道特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ62万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,573万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成31年3月1日提出、東白川村長。

恐れ入りますが、2ページから6ページまで省略させていただいて、7ページをごらんいただきたいと思っております。

2. 歳入。

1款1項1目使用料、補正額28万3,000円の減。収入見込みの見直しによるものでございます。

3款1項1目繰越金、補正額34万4,000円の減。前年度繰越金です。

4款1項1目利子及び配当金、補正額1,000円の増。集合型合併浄化槽基金からの運用益です。

8ページをごらんください。

3. 歳出。

1款1項1目一般管理費、補正額2万4,000円の増。職員手当等、共済費などの人件費の補正です。

2款1項1目施設維持管理費、補正額65万円の減。説明をごらんください。施設維持管理費、需用費、施設修繕料13万2,000円の減、事業費確定による減でございます。工事請負費、施設整備工事費51万8,000円の減、これも事業費の確定でございます。よろしく申し上げます。

○議長（樋口春市君）

診療所事務局長 河田孝君。

○国保診療所事務局長（河田 孝君）

議案第9号 平成30年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第5号）。平成30年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,365万3,000

円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億746万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。平成31年3月1日提出、東白川村長。

2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正の朗読を省略させていただきまして、4ページの第2表 繰越明許費でございます。

6款1項施設整備費、事業名、医療福祉ゾーン整備事業、繰り越す金額は3億9,651万8,000円でございます。これにつきましては、診療所本体工事、第1期外構工事の工期延長と、それに伴う監理業務の履行期間延長によるものです。

診療所の建設工事では、旧名商大セミナーハウスの埋設物撤去や鉄骨の入荷のおくれから、工期の延長を余儀なくされたものです。

続きまして、6ページ、7ページの事項別明細書の朗読を省略させていただきまして、8ページの歳入から説明をさせていただきます。

1款1項4目保健予防活動収益、補正額10万円の減。これについては病児・病後児保育受託料の決算見込みによる減額でございます。

次に、3款2項1目医業費補助金、補正額1万9,000円の減。これにつきましてはへき地医師研修支援補助金の額の確定による減額でございます。

次に、4款1項1目利子及び配当金、補正額1,000円の増額。これについては医療施設整備基金の基金利子の積み立てでございます。

次に、5款1項1目一般会計繰入金、補正額2,208万3,000円の増額。この内訳でございますが、後ほど歳出でも御説明いたしますが、一般会計運営費繰入金、運営費分が20万6,000円、施設整備分が2,187万7,000円でございます。

次に、7款1項1目雑入、補正額161万円の増額。これは災害時に備えた重要インフラへの燃料備蓄推進事業費補助金の確定によるもので、この補助金は交付団体が一般財団法人エルピーガス振興センターであるため雑入に計上をさせていただきました。

次に、8款1項1目指定寄附金、補正額13万円。診療所施設整備指定寄附金として2名の方からいただいております。

次に、9款1項1目医業費補助金5万2,000円の減額。これにつきましては、現在進行中の診療所に係る医療施設等設備整備補助金の額の確定によるものです。

続きまして10ページ、歳出でございます。

1款1項1目一般管理費でございます。補正額1,000円の増額。これにつきましては、共済費、職員共済組合事務費負担金1,000円でございます。

次に、2款1項1目一般管理費でございますが、補正額8万7,000円の増額。その内訳は、職員手当等として扶養手当3万円の増、児童手当及び子ども手当が1万5,000円の増、地域医療手当4

万円の増、共済費として職員共済組合事務費負担金 2,000 円の増額でございます。

次に、2 目医療管理費については、病児・病後児保育受託料の減額による財源補正でございます。

次に、3 款 1 項 1 目基金積立金でございますが、補正額 13 万円。医療設備等整備基金に 13 万円を積み立てるものでございます。

次に、6 款 1 項 1 目施設整備費でございますが、補正額 2,343 万 5,000 円。これにつきましては、まず役務費が 31 万 4,000 円の減額、これは確認申請手数料等の減額によるものです。次に委託料ですが、これにつきましては本体工事の変更に伴う監理委託料の増額分で 147 万 8,000 円、次に工事費ですが、12 月の議会全協の折にも御説明をさせていただきましたが、まず旧名古屋商科大学セミナーハウスの解体の際に地中ばりが残っていたため、それを掘り出したことによるラップルコンクリートの量、掘り出しの深さ、残土処分等の増加によるもの、また本体工事進行中に新たに地下埋設物、地下タンクが出てきたため、この処理によるもの。さらに、当初、本体工事には入れなかった駐車場屋根部分の追加工事により追加金額が 2,298 万円の増額、またその他工事費として埋設物撤去工事の 1 期分の確定による 39 万 7,000 円の減、2 期分の確定による 31 万 2,000 円の減額です。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

村民課長 今井明德君。

○村民課長（今井明德君）

議案第 10 号 平成 30 年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）。平成 30 年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 35 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,278 万 5,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。平成 31 年 3 月 1 日提出、東白川村長。

2 ページからの歳入歳出予算補正と事項別明細書を省略させていただきます、7 ページから説明させていただきます。

2. 歳入。

4 款 1 項 1 目一般会計繰入金、補正額は 35 万 9,000 円の減額でございます。保険基盤安定分の繰入金の減額でございます。

次のページをごらんください。

3. 歳出。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額が 35 万 9,000 円の減額でございます。こちらのほうは広域連合の負担金の額の確定によります減額補正でございます。

後期高齢者医療の特別会計は以上でございます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

5番 今井美道君。

○5番（今井美道君）

一般会計の補正予算、25 ページですけれども、今回の補正予算の今年度の予算ということで4億近いものがふえるという形になるわけですけれども、全協の折にも説明いただいていますし、きょうの4番議員の一般質問にも村長答弁がありましたけれども、今は補正の審議ということで重ねてもう一度お伺いをしたいと思いますけれども、ケーブルテレビの整備事業4億円が今期、30年度でやれるということのメリットとしては3つほどお伺いをしました。工期が2カ月早いということで、撤去工事もできる、インターネットも2カ月早く体感できるということ、また31年に過疎債利用して31年度の事業がやりやすくなるという説明を受けました。

メリットばかりでよかったねということなのか、この審議に、検討するに当たって何か少しでもデメリット的なもの、起債の償還であるとか何かそういう不都合があるかどうかという部分についてだけ御答弁いただきたいと思います。

○議長（樋口春市君）

地域振興課長 桂川憲生君。

○地域振興課長（桂川憲生君）

デメリットは、現在のところは感じておりませんが、唯一、1つありますのが、31年度の当初予算でやりました場合には繰り越して32年度に1年だけ繰り越すことが認められていますので、もしも万一31年度でおさまらなかった場合には32年度に、かなり理由は必要でございますけれども、制度上繰り越すことができます。ただし、今回のように30年度の事業でやりましたものを31年度に繰り越して行う場合には、3月31日までに全て完結することを求められて繰り越すことができませんので、唯一それが1つ、制約として残ることになりますが、事業期間が長くとれるということで、その点はメリットとして受け取ってはおります。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

8ページの先ほど説明がありました地方債のところで、緊急防災事業のところで810万円減ということで、それで42ページの全国瞬時警報システムのことをおっしゃったんですけれども、ちょっとこれについてももう一回お聞きしたいんですが、当初、全てのものが起債を借りれてできるということだったのに、ふたをあけてみたらできないということで一般財源から出す。それは最初、聞き取りから間違っていたのか、最初から条件がこれで、こっちが聞きそびれていたのか、その点についてお話をお願いします。

○議長（樋口春市君）

総務課長 安江誠君。

○総務課長（安江 誠君）

当初の段階では、まだ工事のしっかりした金額が出てないものですから、概要みたいなことで県と協議をして、借りれるでしょうかということで一応確認はとらせていただいて、起債の予算化をするんですが、実際借りるときに起債計画書の県の協議がありまして、それもありますし、それがとれましてもその後に財政融資を借りますと財務事務所の協議と2つ協議をしなければいけないということで、ちょっと細かいその経緯につきましては担当のところでもやりましたので、私は結果しか聞いておりませんので流れはちょっとわかりませんが、いろいろケースがございまして、担当者がかわりますと判断基準が変わったりということで、何だというようなこともこちらのほうもあつたりもしまして、ということもございまして、ちょっと経緯のところまでは把握しておりませんがそんなようなことで、当初につきましては事業概要で協議をして一応いいんじゃないかということでやりますけれども、実際細かい事業計画書を出しました段階でチェックされまして、補助対象のほうが大き減額になってしまったという理由でございまして。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

一般会計の26ページにあります総務費、総務管理費の中の26ページの上のほうにあります地方創生の雇用促進事業の中の従業員教育支援補助金というところがマイナス45万ほどの補正になっておりますが、当初これたしか100万ぐらいの予算がついて、20人ぐらいを予定しているという計画だったはずなんですけど、この補助金の補助制度なんですけれども、申請から採択までにかかる日数というか時間は今いかほどになっていますでしょうか。

○議長（樋口春市君）

産業振興課長 今井稔君。

○産業振興課長（今井 稔君）

日数的にはそんなに……、雇用促進の従業員のほうですか。雇用促進奨励のほうでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

従業員教育支援補助金について。

○議長（樋口春市君）

産業振興課長 今井稔君。

○産業振興課長（今井 稔君）

教育支援のほうは、内容的にはいわゆる事業所が従業員に資格等を取らせるという内容で、講習とか資格等を取らせる事業でございますけれども、申請が上がってきますので、申請に対して商工会を通していただいておりますけれども、商工会から通ってきて商工会で判断していただいて、それがこちらの役場に上がってくるというようなことですので、上がってきた時点では一応承認はさせていただいて、よければそれで補助をするというようなことでございます。

日数的にはそんなにかかるわけではございません。

○議長（樋口春市君）

ほかに。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

そうしますと、実はこれ今回の3月補正でこういう形で減額補正で上がってきているわけなんですけれども、例えば3月中に申請をされるということが想定されて、それをどう受けるかということについての答えを。

○議長（樋口春市君）

産業振興課長 今井稔君。

○産業振興課長（今井 稔君）

今回の補正につきましては、確定ではなく見込みで上げておりますので、一応3月までは想定をしておいて今回の補正に上げさせていただいております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

質問の仕方が悪かったんだけど、じゃあ3月中に申請があった場合は、再度決算の上で、これを減額されたものがもう一回戻ってくるのか、まだその受ける余裕が少し残してあるかということちょっとお答え願いたい。

○議長（樋口春市君）

産業振興課長 今井稔君。

○産業振興課長（今井 稔君）

事業はやっぱ3月までありますので、3月に来る場合もあります。そういったときにお金がないでは済まされませんので、それは一応見込みで今回は補正、余りたくさん残してもいけないということで見込みで上げておりますので、そのときは最終的には専決という形で落とすというふうになるかと思っております。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

国保診療所特別会計のところでは8ページなんですけど、ちょっと確認だけなんですけど、1款1項4目のところで補正額10万円マイナスにになっているんですけど、説明のところでは病児・病後児保育受託料と書いてあるんですけど、うち、まだ病児はやってないと思うんですけど、この病児・病後児というのは1つの項目だからこの名前になっているのか、病後児保育というだけでもいいような気がするんですけど、それだけ教えてください。

○議長（樋口春市君）

診療所事務局長 河田孝君。

○国保診療所事務局長（河田 孝君）

今の御質問ですが、病児・病後児保育料という項目に実はなっていますので、そのままそれを使っておるといことで、病児についてはまだないんですけども、その項目に沿ってやったといことで、これは変更してないだけのことなんですけど、済みません。

[挙手する者あり]

○議長（樋口春市君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

これはどこでもこの病児・病後児保育という形で使っていくということによろしいですか。

○議長（樋口春市君）

診療所事務局長 河田孝君。

○国保診療所事務局長（河田 孝君）

そういうふうでいいと思いますが。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

5番 今井美道君。

○5番（今井美道君）

一般会計の40ページでありますけど、土木費、この委託料の村道の除雪等の業務の委託料といことで70万円の補正が上がってきております。この説明の中でもありましたけれども、多分もとともというか、このシーズンは例年にないというか、一番除雪作業には出してみえなくて融雪剤まきがほぼ中心だったと思うんですけど、それでも道路状況は例年よりよかったと思うんですけど、当初の見込みというのがかなり甘いのか、来年、まだ来年度の予算のほうも審議はこれから協議させていただくのであれですけども、ちょっと見ますところではそんなに見てない。この金額に、補正に

ちょっとふえたぐらいの金額しか上がってないような感じがするんですが、こういった計算の仕方をしてみえるのかと、この70万円はということについてお伺いしたいと思います。

○議長（樋口春市君）

建設環境課長 有田尚樹君。

○建設環境課長（有田尚樹君）

70万円ふえたよというお話でございますが、これについては融雪剤の散布というのは基本は黒川東白川線のみを対象にしております。ただし、PTAとか、そういったところでスクールバスが通るところについては、できるだけ凍結防止剤を散布していただけないかというような御要望もありまして、対応していただいたわけでありまして。

あと、路線がスクールバス路線ではありませんが、越原の郵便局から加子母のほうへ行く中根線というんですけど、あそこは越原上の人らがいつも使う路線で、日陰ですし1回降るとなかなか溶けないというところ、それからあと上親田線、魚戸橋から上親田へ上がっていく結構急なところ、それから笹屋線、越原橋から岐阜部品へ上がる道、それから中谷本線と神土黒川線、この5路線の散布を、いつもじゃないんですけどひどいときだけまかせていただいたというような状況でございます。

70万円の算出の仕方は、岐阜県が出しておりますので、その算出の方法で日数とか時間で出させていただいております。融雪剤の原材料費についても単価は県と同じ単価にさせていただきます。よろしく申し上げます。

どういうときに出るかというのは、いわゆる零下で何度になったら土木事務所が融雪剤散布の車を走らせなさいというような指示が入るんですね、業者さんに。その指示に応じてやっていると。村のほうも必要に応じてお願いしているというような状況でございます。よろしく申し上げます。

〔挙手する者あり〕

○議長（樋口春市君）

5番 今井美道君。

○5番（今井美道君）

以後はまた予算の審議のときにお伺いをします。補正の分は承知いたしました。

○議長（樋口春市君）

ほかに。

〔挙手する者あり〕

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

一般会計41ページにあります土木費、住宅費の住宅管理費のところにあります木造住宅の耐震診断と、それからその下の木造住宅補強工事についてなんですけど、さっきの質問と同じ趣旨で質問をしたいわけなんですけど、さっきの場合は半額、要は半分ぐらいでしたけれども、これ予算の全額がマイナス申請されているわけで、さっき言ったように申請があつてから採択がおきるまでに

1カ月以内のような品物だったのかということと、それからこれは国県支出金のほうが絡んでおるので、そっちとの絡みもあってなのか。これいきなりゼロになっていると思うんですけど、いかなものか。

○議長（樋口春市君）

建設環境課長 有田尚樹君。

○建設環境課長（有田尚樹君）

2月中に県のほうに実績を上げなければならぬ関係があつて、今の段階で申請もずうっと前から出ておりませんし、実績もないということで落とさせていただいております。よろしくお願ひします。

[挙手する者あり]

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

さっきと同じ質問をしたいと思ひます。

もし3月中に申請があつたとした場合は、どのような対応になるのでしょうか。

○議長（樋口春市君）

建設環境課長 有田尚樹君。

○建設環境課長（有田尚樹君）

申請については翌年度以降も、31年度にも予算化をしておりますので、そちらのほうで31年4月1日以降の申請で恐れ入りますがというふうで申請をしていただきながら順次手続をやっていくというふうなつもりでおります。よろしくお願ひします。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

有田課長をいじめるつもりはないんですが、簡易水道特別会計の10ページ、3款1項1目の委託料のところ少し質問するんですけども、水道管のデジタル化の委託料がマイナスになっておりますが、この水道管のデジタル化というのは今どこら辺まで進んでいるかというか、この委託料が減っている理由を教えてください。

○議長（樋口春市君）

建設環境課長 有田尚樹君。

○建設環境課長（有田尚樹君）

まずこの水道管路図デジタル化については、5年ぐらいの計画で進めております。今年度が3年目ですかね。ことしやった部分が、いわゆる親田と、それから陰地、日向のあたりまで、去年は陰

地、黒淵、栃山のあたりまで来ておるといいますので、一応半分以上はできたかなというところ
でございます。

なぜ余ったかというのは、それだけ分余ったので減額をさせていただいた、費用が削減できた
ということですのでよろしくお願いします。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

一般会計、40 ページになります。土木費の道路橋梁費の中の道の駅の管理費の、先ほどNHK
の放送受信料が減額になった件で、テレビを導入するのをやめたのでということで、こういう説明
だったんですけど、みんないろんな施設で困っているのがCATVを引くと自動的にNHKの受信
料が来るというセットになってなかったかなあと思うんです。だから、この場合、NHKの受信料
だけが減額になっているんですが、CATVとの絡み、要はCATVがないと東白川はテレビが見
れないはずなので、これはNHKだけが減額になっていますけどCATVとの絡み、それとあそこ
は新世紀工房との隣接施設になっているので、じゃあ新世紀工房にはCATV等が入ってなかった
のかということをやっと同時に踏まえてお聞きしたいと思います。

○議長（樋口春市君）

建設環境課長 有田尚樹君。

○建設環境課長（有田尚樹君）

道の駅を建設したときは、条件として便所と電話機とテレビをつけてくださいよというよう
なことで岐阜県がつけてくれたと思います。

今は便所はあります。公衆用電話はたしかなくなったと思います。それから、テレビについては
いろいろスマホやらそこら辺のネット関係が整ってきたので、もうテレビで情報を発信しなくても
ほかの方法があるんじゃないかというところで県のほうで廃止されて、その利用料についてもうち
のほうは落とさせていただいたというところでございます。よろしいでしょうか。

[挙手する者あり]

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

今回、実はここで落ちてはいますが、今までは実はテレビが見れないのにもかかわらず、ずう
と受信料を払っていたということが正しいわけでしょうか。

○議長（樋口春市君）

建設環境課長 有田尚樹君。

○建設環境課長（有田尚樹君）

実は、29 年度からテレビはたしか廃止されて、お金は払わずに予算だけどうもずうっとつけていたみたいなので、執行はしていないと思いますけれども、そんな感じで申しわけございませんでした。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 4 号 平成 30 年度東白川村一般会計補正予算（第 7 号）から議案第 10 号 平成 30 年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）までの 7 件を一括して採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第 4 号 平成 30 年度東白川村一般会計補正予算（第 7 号）から議案第 10 号 平成 30 年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）までの 7 件は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 11 号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第 16、議案第 11 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

東白川村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

議案第 11 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。次の者を人権擁護委員として法務大臣へ推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。平成 31 年 3 月 1 日提出、東白川村長。

記、氏名、今井初美。生年月日、昭和 33 年 2 月 27 日生。住所、東白川村五加 1482 番地 5。

推薦についての提案理由を申し上げます。

現委員の今井太恵子氏は平成 28 年 4 月 1 日に人権擁護委員に就任をいただき、1 期 3 年にわたり御活躍をいただきましたが、今回、諸般の理由で退任の申し出がございました。後任として、今回、新たに今井初美氏の推薦をお願いするものであります。

今井さんは昭和 54 年から平成 30 年までの 39 年間、村の職員として御活躍され、平成 6 年までの 16 年間は保育士として、また平成 30 年までの 23 年間は役場の事務吏員として要職に奉職され、人権擁護担当としても人権擁護活動に豊富な経験を持って従事されてきました。人格、識見ともに高く、人柄も温厚で人望も厚く社会の実情にも精通されており、人権擁護委員として適任者でありますので、人権擁護委員として推薦したく御提案を申し上げます。

御審議の上、お認めをいただきますようお願い申し上げます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 11 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第 11 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎同意第 1 号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第 17、同意第 1 号 東白川村教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

同意第 1 号 東白川村教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについて。次の者を東白川村教育委員会の教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。平成 31 年 3 月 1 日提出、東白川村長。

記、氏名、神戸誠。生年月日、昭和 30 年 7 月 26 日生。住所、東白川村神土 630 番地。任期、平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日、任期 3 年間でございます。

今回、現在の教育長である安江雅信氏が今月末の任期満了をもって退任いたしますので、神戸誠氏をその後任として任命したいものであります。

現教育長は、平成 19 年 4 月より 12 年間教育長の重責を務めていただきました。退任はまことに残念なことであり、何度も慰留し再任をお願い申し上げましたが、御本人の意思がかたく、今年度末をもって任期満了により退任されることになりました。

さて、後任として神戸誠氏を教育長として任命したいと存じます。神戸誠氏は、平成 27 年度まで実に 38 年間の長きにわたり教師として学校教育に携わってこられました。また、その後も平成 28 年 10 月からは本村の教育委員として御尽力をいただいております。教育のさらなる重要性が求められる時代にあって、教育分野に関する専門的知見と豊富な経験をお持ちの神戸誠氏は、本村の今後の教育行政を担っていただく適任者であると存じます。

御本人の内諾もいただいておりますので、御同意くださるようお願いを申し上げます。

なお、神戸氏の 3 月末日をもっての教育委員就任辞任等々の手続については、関係法令の定めにより処理をいたしますので申し添えさせていただきます。以上です。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから同意第 1 号 東白川村教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、同意第 1 号 東白川村教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

◎同意第 2 号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第 18、同意第 2 号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

同意第2号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。次の者を東白川村教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。平成31年3月1日提出、東白川村長。

記、氏名、安江章吉。生年月日、昭和31年6月26日生。住所、東白川村越原523番地。任期、平成31年4月1日から平成32年9月30日、これは前任者の残任期間になります。

安江章吉氏は、神戸誠教育委員が教育長就任のため任期の途中で辞任されるに伴い、その後任として任命したいものであります。

安江章吉氏は、御承知のように森林組合職員として長年にわたり活躍され、その後も山に生きる会のリーダーや集落協定または鳥獣害対策などの地元のお世話を献身的にされております。広い見識と豊富な経験から、村の教育に関しさまざまな方向からの御示唆をいただけるものと考えますし、温厚で誠実なお人柄は村民の皆様からも信頼も厚く、教育委員に適任と存じます。

御本人の内諾もいただいておりますので、御同意くださるようお願いを申し上げます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから同意第2号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、同意第2号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

ここで暫時休憩とします。

午後2時58分 休憩

○議長（樋口春市君）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

村長の新年度予算説明収録のため、CATVの職員の入室を許可いたしましたので、よろしくお願いをいたします。

◎議案第12号から議案第22号までについて（提案説明）

○議長（樋口春市君）

日程第19、議案第12号 東白川村臨時職員等の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第29、議案第22号 平成31年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算までの11件を新年度予算関連により一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

本日ここに平成31年度東白川村議会第1回定例会に平成31年度予算案及び関連する諸議案を提出し、議員の皆様にご審議をお願いするに当たり、村政運営に当たっての所信の一端を述べ、議会を通じて村民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

第1章 国の予算編成動向

国の平成31年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針においては、経済財政運営と改革の基本方針2018で示された新経済・財政再生計画の枠組みのもと、引き続き手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組むため、新経済・財政再生計画を策定し、経済再生なくして財政健全化なしとの基本方針を堅持し、引き続き施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底的に排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することが示されました。

現在の2019年度一般会計予算案では、前年比3.8%増の101兆4,564億円と、初めて100兆円を超えました。これは19年10月の消費税増税に備えた臨時・特別の措置が2兆円計上されたためです。

増税と好景気による税収増を前提にした巨額予算となりましたが、今後も同じ状況が続く保証はなく、不安は消えない状況です。一方で、社会保障費の増加に歯どめがかからず、歳出増圧力の強まりも懸念され、財政再建の道のりは依然険しいままであります。また、地方交付税は国税収の増加に伴い、出口ベースが1,724億円増の16兆1,809億円となり、昨年に対し微増となる見込みとなっています。

第2章 本村の予算編成の基本方針

予算編成に当たっては、実質4年度目となる東白川村総合戦略と第5次総合計画の将来像に掲げた「豊かな自然と、美しい景観に包まれて、人がかがやく、地域力のあるむら、ひがししらかわ」の実現に向けた予算編成に取り組みました。

31年度は繰越事業で実施する光ファイバー化事業、医療福祉ゾーン移転事業に伴う外構工事及び医療機器等の整備、簡易水道事業の一部アウトソーシングの実施、移住定住促進対策、東白川つながるナビ事業、地域おこし協力隊員の活用によるCATVの公設公営継続のための準備、白川茶の生産から販売までの流通体制の思い切った改革など、本村にとって最近よく耳にしますSDGs（持続可能な開発目標）に掲げるべき各事業を実施してまいります。

第3章 予算関連議案の概要

本議会に提出します平成31年度予算関連議案件数及び会計別予算規模は、次のとおりであります。

第1 提出議案件数

予算関係7件、条例関係4件、合計11件。

第2 一般会計予算額

一般会計予算額は、前年度と比べ4億9,100万円減の25億1,100万円となり、前年度対比は16.4%の減額となりました。主に、国保診療所及び附属介護老人保健施設本体工事に伴う繰出金や、はなのき会館大規模改修関連事業費の減額によるものです。

第3 特別会計予算額

国民健康保険特別会計3億4,730万円、介護保険特別会計3億1,260万円、簡易水道特別会計2億6,580万円、下水道特別会計2,530万円、国保診療所特別会計3億7,380万円、後期高齢者医療特別会計3,930万円。以上、特別会計予算総額は、前年度と比べ4億8,970万円減の13億6,410万円、前年度比が26.4%の減であります。

第4 各会計額の合計

一般会計並びに特別会計の予算総額は、前年度と比べ9億8,070万円減の38億7,510万円、前年度比20.2%減です。これは、主に昨年行いました医療福祉ゾーン整備事業が一般会計では国保診療所特別会計への繰出金として計上され、再度、国保診療所特別会計で事業費とし計上していることによるものであります。

第4章 一般会計の歳入の概要

歳入のうち、村税は景気の動向で左右されますが、30年度の実績を考慮し、前年度より0.8%減の2億180万円を計上しております。地方譲与税につきましては、新たに森林環境譲与税1,100万円を見込み、前年度より43.5%増の3,630万円を計上しました。地方消費税交付金は、前年度と同額の3,800万円を計上しております。なお、消費税引き上げの3%分については、社会保障財源として用途が限定されているため、社会保障関係費に財源充当しております。

普通交付税は、国税収の増加に伴い、地方自治体に配分される出口ベースが昨年度に対し1,724億円の増となる見込みですが、地方交付税を含む基本的財政収支対象経費について、前年度当初予算を上回る概算要求・要望が各省からなされていること等を踏まえると、地方交付税等について厳しい調整が行われることも予想され、前年度と同額の10億5,000万円を計上いたしました。特別交付税は、地域おこし協力隊の増員に伴い、前年度より10%増の8,800万円としています。分担

金及び負担金は、昨年度とほぼ同額の603万円を計上しました。使用料及び手数料は、ウッドハイム住宅使用料の増額などを見込み、前年度より2.5%増の6,033万円の計上となりました。

国庫支出金は、前年度終了した農山村交付金の減額や防災安全交付金の減額により、前年度より11.5%減の1億2,316万円を計上しました。県支出金につきましても、林地台帳整備事業終了に伴う減額や地籍調査事業負担金及び交付金の減額により、5.6%減の1億4,941万円を計上しました。

村債は、交付税措置率が高い有利な過疎対策債を主に活用してまいりますが、ソフト事業では福祉医療費や農地流動化奨励金、高齢者等外出支援事業などの財源として3,940万円を計上し、ハード事業では中山間地総合整備事業、はなのき会館大規模改修事業、小型動力ポンプつき積載車購入などの財源として計上していますが、医療福祉ゾーン整備事業に係る過疎対策事業債の減額により臨時財政対策債5,000万円を加えた地方債の総額は、昨年度より40.3%減の3億7,270万円となっております。

基金繰入金では、昨年度の医療福祉ゾーン整備事業に繰り入れました社会福祉医療施設等整備基金繰入金の3億50万円の減額により、前年度より48.4%減の2億6,137万円を計上しました。関連して、繰越金は30年度決算見込みから前年度より8.8%増の9,091万円を計上いたしました。

また、10月から始まる幼児教育無料化に伴う地方負担分が今年度に限り子ども・子育て支援臨時交付金、これは仮称でございますが、として措置されることになりましたが、予算編成段階では内容が明らかでないことから補正対応としました。

第5章 一般会計の歳出の体系別概要説明

本章の説明は、総合計画における基本計画の体系に沿って説明をいたします。

第1 産業活動が活発な「にぎわい」のあるむらづくり

1. 中山間地域等直接支払推進事業等の継続推進。

中山間地域等直接支払推進事業は、第4期対策の5年目となり、継続事業の1年目となる多面的機能支払交付金事業とともに実施し、村の大切な資産である農地を守る事業を推進してまいります。

2. 林業・製材業・建築業担い手育成事業。

地方創生事業で取り組んでいる林業・製材業・建築業担い手育成事業を継続し、全国から木材関連産業の担い手を募り、事業所への就業を促進し、技術の習得のための研修など、受け入れ事業所への支援を行います。

3. 農林業振興策。

農産物や特産品の流通、アンテナショップの拡大を図るとともに、収益の増加と知名度アップを図ってまいります。

東白川茶販売促進事業では、昨年に引き続き株式会社OKB総研及びロイヤルブルーティジャパン株式会社と連携を中心とした販売戦略とブランド構築を図ってまいります。

また、集落営農活動を推進し、営農用施設整備への補助を行うとともに、組織が取り組む水田を中心とした農地の集約にも農地流動化奨励金制度を活用してまいります。

有害鳥獣対策では、引き続き狩猟登録への補助を行うほか、有害鳥獣捕獲報奨金については、こ

こ数年の捕獲頭数並みに予算を計上し対策の充実に努めてまいります。

林業振興では、100年の森林づくり構想を掲げ、本村全域が望ましい森林の姿となることを目指し、29年度の五加地区、30年度の神土地区に続き、今年度は越原地区の調査を行います。継続事業として、自伐林家型地域森林整備事業として、国の補助事業の対象とならない中小規模森林所有者がみずから行う森林整備に対し補助をします。また、森林環境譲与税は、一度積み立てた上、森林の整備・保全事業に充当をします。

4. 商工業振興策。

商工会経営改善普及事業及び中小企業退職金共済制度、商品券発行事業への補助や商工業設備資金利子補給を継続して行います。また、つちのこメンバーズカード事業は年々加入者が増加しており、今後は近隣市町以外にも加入を促進し、商工業者の支援を行っていきます。

村内産品販売促進事業のふるさと納税につきましては、ことし6月より税制改正に伴い、還元品は地場産品に限ること、また寄附金額の3割以下に抑えることなどルールが厳格化されます。これにより今後寄附金額の落ち込みが危惧されますが、返礼品の一層の充実を図り、寄附者の増加に向けて鋭意努力をしております。

5. 地域活性化策。

地方創生事業として、ECモール（つちのこマルシェ）による村内産品の販売促進やフォレストスタイル事業の管理運営を行うとともに、平成31年度に任期満了となる地域おこし協力隊員4名の定住定着に向けた支援を行います。

また、4月より赴任する協力隊員3名については、CATVの番組づくりを通して東白川村の魅力を国内はもとより海外にも情報発信し、地域活性化事業を推進してまいります。

第2 安全で快適な暮らしが実感できる「すみよさ」のあるむらづくり

1. 県営土地改良事業・県単土地改良事業等。

県営中山間地域総合整備事業では、大明神山元橋が今年度完成します。五加柏本地区では老朽化した農業用水の修繕を実施します。県営基幹農道事業では、曲坂から中谷までの狭小道路の拡幅と防災対策に着手をします。また、県単林道工事では小峠線ののり面改良及び大沢線塗装工事を、県単治山工事では東杉谷流路工整備を予定しております。

2. 急傾斜地崩壊対策事業。

平集落上小林地区の急傾斜地崩壊対策事業については、中学校体育館裏から村営住宅若鮎荘までの間を県営事業により早期完成を目指します。

3. 危険木除去事業等。

危険木除去事業や枯損木処理緊急整備事業、国県道日照支障木除去事業を引き続き実施いたします。

4. 防災対策事業。

防災対策として、避難所の防災倉庫への備蓄品の配備、防災士資格取得補助を引き続き行います。また、土砂災害警戒（特別）区域の変更等によるハザードマップ及び地域防災計画の見直しを行い

ます。

消防施設管理では、前年度に引き続き小型動力ポンプつき積載車1台を更新し、消火・防火活動の充実を図ります。

5. 道路橋梁維持事業。

社会資本整備総合交付金事業により、杉林線の道路改良を推進するほか、防災安全交付金事業で魚戸線落石対策工事を初め大口橋補修工事、新魚戸橋耐震補強補修設計委託を実施します。

6. 官民協働の地域づくり支援事業。

住民がみずから生活に密着した施設を整備する事業に必要な支援をしてまいります。日向共同墓地周辺改修のための支援を予定しております。

7. 地籍調査事業。

山林等の境界明確化を推進するため、地籍調査事業を引き続き実施します。

8. 人口対策推進事業。

I・Uターン者の定住のための助成事業や出産祝い金や奨学金返済支援補助等を引き続き行い、定住促進を目的とした支援を行います。また、移住定住事業の窓口一本化に向けて検討をしてまいります。

第3 お互いに助け合い安心して暮らせる「やさしさ」のあるむらづくり

1. 高齢者等外出支援事業。

高齢者や障害者の皆様を対象に、診療所や役場、金融機関のほか介護予防教室等の参加や買い物支援への送迎を行う外出支援、透析通院や中核病院への通院支援を引き続き行います。また、診療所及び附属老人保健施設の移転に伴い、運行表の見直しを行うなど利用者ニーズに対応してきめ細やかな支援に努めます。

2. 予防接種事業等。

インフルエンザの集団感染を防ぐためにワクチンの接種費用について、1歳児から中学生までと生活保護世帯等は全額補助を、高齢者は一部補助を継続して実施するとともに、定期接種となった高齢者肺炎球菌ワクチン接種の一部補助を行います。また、引き続き中学2年生全員を対象にピロリ菌検査を全額補助で行います。

新規事業として、移動検診車による胃カメラ検診を健康まつりで実施します。

3. 福祉生活支援事業。

低所得高齢世帯等へのつちのこ商品券配付事業と、在宅での要介護者や生後7カ月までの乳児のいる世帯等へのごみ袋無料配付事業を引き続き実施します。

4. 障害者対策、高齢者対策事業。

神土地区のふれあいサロンは4年目に入り、コミュニティー拠点としての利用拡大を図るとともに、一昨年整備した五加地区の交流サロンほほえみでは、地域ボランティアを中心として高齢者や地域住民との交流を通して、健康寿命の延伸や仲間づくりの輪を広げていきます。

越原地区での交流サロンにつきましては、前年度当初予算にて設計費を計上しましたが、その後

に地元の老人クラブを初め関係各位との協議を進めてまいりました結果、越原センターを一部改修しサロン機能もあわせ持った施設として整備していく方向となりました。今年度は基本設計費を計上して、関係の皆さんと改めて協議し決定してまいります。

また、新規事業として 65 歳以上の高齢者が購入するペダルの踏み間違い時加速制御装置や衝突被害軽減ブレーキなどの安全装置付きの自動車に対しての補助金を交付します。その他、運転免許証を自主返納される方に対し、支援車両を 3 年間無料で使用できる支援等も開始します。

5. 子育て支援と社会事情に合わせた新たな事業。

第 2 期東白川村子ども・子育て支援事業計画の策定により、今まで以上の子育て支援と保育事業の充実に努めます。ことし 10 月から始まる幼児教育無償化制度にあわせて、村の子育て支援全般に対してさらに力を入れ、子育て世代が住みやすい村づくりとなる政策を村全体の取り組みとして進めてまいります。

6. 東白川村の将来後継者への投資事業。

引き続き、高校生の通学に係る各種補助のほか、奨学金を受けて大学、短大等を卒業後、I・Uターンなどで村へ移り住まれる（定住する）方が返済している奨学金の一部を補助する支援事業も継続します。

また、今後も定住促進につながる制度を考えてまいります。

第 4 心の豊かさが実感できる「ほこり」のあるむらづくり

1. 小・中学校運営。

今年度もタブレット等の ICT を活用した授業を支援します。

新規少人数支援対策として、小学校の修学旅行バス借り上げ料及び中学 3 年生の東京研修における都内バス借り上げ料について全額支援を行うほか、小規模校・少人数学級だからこそできる支援を引き続き実施します。

また、施設管理では、小学校ランチルーム屋根防水改修工事設計業務、プールの塗装修繕、中学校屋外運動場整備第 2 期工事を実施します。

2. トップアーティスト交流事業。

昨年まで実施をしておりました全国レベルの指導者を招き交流を図るスポーツ・トップアスリート交流事業にかえ、今年度は吹奏楽部を対象としたトップアーティスト交流事業を実施します。

3. 公民館事業。

はなのき会館の大規模改修は引き続き外構工事を中心とした第 4 期工事を予定し、今年度前期の完成を目指します。また、各種公民館講座を開講し、生涯学習の機会を提供しつつ、文化の薫り立つ村の事業も引き続き取り組みます。

4. 保健体育事業。

村民の健康と体力保持の増進を図るため、カローリング大会を初めウォーキング大会、スポーツ吹き矢大会を実施します。

第 6 章 特別会計の予算概要説明

第1 国民健康保険特別会計

平成31年度は、県を財政運営の責任主体として位置づけた国保制度改革の2年目であり、特別会計の安定的な財政運営や効率的な事業推進を進めてまいります。加入者は619人（前年度633人）、保険税は5,656万円（前年比3.1%減）を計上いたしました。

また、制度改革により保険給付費は全て県費で賄われ、かわりに保険税に相当する事業費納付金を1億33万5,000円計上し、全体予算では前年度より7.7%減の3億4,730万円の予算編成になりました。保険給付費は年々減少していますが、1人当たり医療費が他の市町村より高い本村は、1人当たり納付金額が高くなります。また、保険者努力支援制度では、国保連合会の支援と加茂医師会との情報提供事業により補助金の上乗せを目指すとともに、特定健診を初めとした各種健診事業の受診率向上などにより、被保険者の健康の維持や疾患の予防、早期発見により医療費の適正化を図り、県と連携した国保財政の健全化に努めます。

保険税等の未納対策につきましては、保険事業は相互扶助であることを十分説明し理解していただき、村税とあわせて収納率の向上に努力をするとともに、地方税法で認められている強制執行なども実施をいたします。

第2 介護保険特別会計

介護保険特別会計は、第1号被保険者978人（前年度967人）を想定し、前年度に対し7.2%増の3億1,260万円を計上しました。居宅介護及び介護予防サービス受給者や施設介護サービス受給者の増加見込みに連動して介護給付費の増加が見込まれ、全体で2,110万円の増となっています。

今年度は第7期介護保険事業計画の2年目となりますが、引き続き介護予防事業を重視し、要支援や要介護状態になる可能性のある高齢者を早期に把握し、より効率的な介護予防のあり方や地域包括ケアシステムの構築を進めます。また、介護保険制度の健全運営に努め、利用者へのサービスを安定的に提供することを行政の責務と認識し、引き続き努力を重ねてまいります。

第3 簡易水道特別会計

簡易水道は、平成16年度全村水道化し、現在の給水件数は986件（前年度987件）で、給水普及率96.7%となっています。

平成31年度は曲坂水源系施設の機器更新事業が4年目となり、中谷、西洞、大口、平地内の配水池、配水ポンプ設備の計装盤等の更新を予定しています。その他の施設についても更新の時期になっているため、少しでも長く使用できるよう改修工事を進めます。

水道職員の人員不足、技術力の低下などの解消のため、浄水場等の維持管理部門は外部委託し、安全で清浄な水道水の供給に努めてまいります。予算額は2億6,580万円で、簡易水道建設事業費が減になるものの、施設維持費等の増加により前年度に対し4.9%の増となっています。

第4 下水道特別会計

下水道施設として、4施設の小規模集合排水処理施設の管理を行っており、受益戸数は、宮代地区18戸、平西地区34戸、平東地区23戸、平中地区19戸、合計94戸となっています。各組合の御尽力により安定した運営をしています。引き続き、安定した経営を行えるように対策を講じてま

います。

また、当施設も稼働後 15 年以上経過し機器が老朽化しているため、平東地区において機器の更新を行います。予算額は 2,530 万円で、施設維持管理費の減により、前年度と比べ 0.8%の減となっています。

第 5 国保診療所特別会計

診療所にとって、今年度は新たな 1 ページを刻む年となります。前年度スタートした新診療所の本体工事は諸般の事情から繰り越しを余儀なくされましたが、本体は 6 月末に、外構 2 期工事、関連工事等も 9 月中旬ごろには完了を予定し、10 月に竣工式を、11 月下旬には新しい診療所と老健施設の開所を予定しています。

診療所では、新しい診療所、老健施設への移転に当たり、これまでどおり地域の医療機関としての責任と期待を認識し、引き続き経営改善に努めながら村民の皆様の疾病治療と健康管理に職員一丸となって努力してまいります。今年度予算は、診療運営費に加え新しい診療所に係る外構 2 期工事や附帯工事、備品購入、竣工式諸費等を計上しますが、本体工事費の減額により、前年度と比べ 56.8%減の 3 億 7,380 万円となっています。

第 6 後期高齢者医療特別会計

後期高齢者医療特別会計は、75 歳以上の方 598 人（前年度 617 人）を想定し、保険料の徴収及び申請書の受け付け事務等に係る経費を計上いたしました。予算額は 3,930 万円で、前年度と比べ 8.4%減となっています。

第 7 章 むすび

以上のとおり、平成 31 年度における村政の経営と主たる事業並びに予算の概要を御説明申し上げましたが、予算に関連します各種条例改正も上程していますので、慎重審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

30 年度は、幸いにも大きな豪雨災害が発生しておらず安堵しているところではありますが、9 月の台風 21 号の影響により村内広範囲において停電が発生した折には、情報収集と情報発信が不十分で村民の皆様に御心配と御迷惑をおかけいたしました。今回の問題点を検証し、今後の対策に反映をさせてまいります。また、昨今の異常気象は、いつどこで災害が起こるかわからない状態です。このような有事に対する備えを充実しなければならないと考えています。

これで万全とは到底まいりませんが、今後も財政調整基金や公債費の管理を行い、適正な財政運営に努めながら、地域の経済や村民の皆様の生活が少しでも向上するよう、職員とともに知恵と汗を出して努力してまいりますので、村民の皆様、議員の皆様の格段の御指導と御協力をお願い申し上げ、平成 31 年度予算の説明といたします。平成 31 年 3 月 1 日、東白川村長。以上であります。

○議長（樋口春市君）

お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

なお、来週3月4日の本会議は午前9時30分から開催しますのでお願いをいたします。
本日はこれで延会します。

午後3時40分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員